

# 男女共同参画プランよっかいち 2015～2020

---

平成 27 年度～平成 32 年度

四 日 市 市

平成 2 7 年 3 月

# 目 次

## 第1章 プラン策定の趣旨と背景

- 1 プランの策定にあたって ..... 3
  - (1) プラン策定の趣旨
  - (2) プランの位置づけ
  - (3) プランの計画期間
  
- 2 プランの策定の背景 ..... 5
  - (1) 市民意識調査からみた四日市市の現状
  - (2) 前プランの評価からみる課題

## 第2章 プランの基本的な考え方

- 1 プランの基本的な考え方 ..... 14
  - (1) 基本理念
  - (2) プラン推進にあたっての重要な視点
  - (3) 基本目標
  - (4) プランの体系

## 第3章 施策の推進と実施事業

- 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり ..... 20
- 2 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進 ..... 26
- 3 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり ..... 35  
(四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)
- 4 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり ..... 49
- 5 今後充実強化を進める項目 ..... 54

## 第4章 プランの推進にあたって

- 1 推進体制 ..... 56
- 2 目標指標及び参考指標一覧 ..... 58

- 参考資料 ..... 62

# ■ 第1章 プラン策定の趣旨と背景 ■

第1章では、四日市市での5年間の「男女共同参画」の進捗を点検し、現在の状況を整理するとともに、そこから見える課題を明らかにします。



# 1 プランの策定にあたって

## (1) プラン策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、国において、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。さらにその翌年(平成12(2000)年12月)には、「男女共同参画基本計画」が策定され、現在は平成22(2010)年12月に策定された「第3次男女共同参画基本計画」に基づく取り組みがなされています。「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標達成に向け、実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推進することもそのひとつとなっています。

こうした中で、本市においても、平成18(2006)年に「四日市市男女共同参画推進条例」を施行しました。平成22(2010)年に計画期間を5年間とした「男女共同参画プランよっかいち」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け推進してきました。さらに平成25(2013)年には「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画」を策定し、DV防止や被害者の保護及び自立支援に努めてきました。

しかしながら、2013年の各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数によると、日本の順位は136か国中105位であり、2012年の101位からわずかながら後退しています。(世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より。)また、国内に目を向けても少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、さらに家族や地域社会をとりまく課題が多様化深刻化しており、その課題解決のためにも引き続き男女共同参画社会の実現へ向けての取り組みが必要です。

このような状況のもと、本市においては平成26(2014)年度で「男女共同参画プランよっかいち」の計画期間が終了することから、平成25(2013)年に、男女共同参画に関する市民意識調査により、市内における実態把握を行うとともに、平成26(2014)年1月に四日市市男女共同参画審議会に対し、次期プランの基本的な考え方について諮問いたしました。

同年6月に同審議会から答申を受けましたので、この答申を踏まえて、国の基本計画も勘案し、四日市市総合計画(平成23(2011)~32(2020)年度)における基本目標の一つである『市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち』を実現するため、「男女共同参画プランよっかいち2015~2020」を策定します。

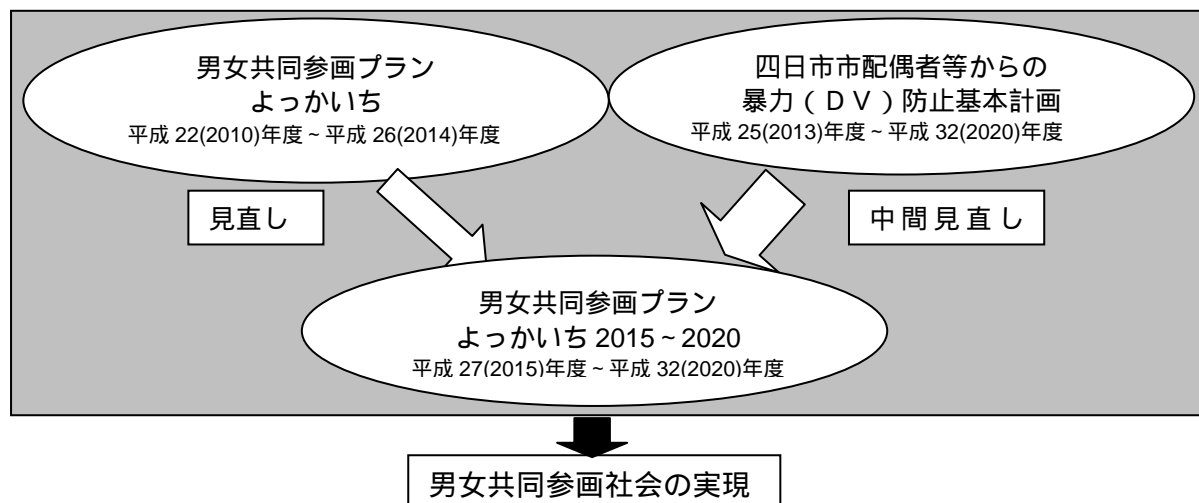
そして、このプランに基づき、男女がお互いを尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民との協働により、施策を推進していきます。

## (2) プランの位置づけ

このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、及び「四日市市男女共同参画推進条例」第9条第1項で定められた「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」に位置づけられるものであり、また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置づけられるものです。

本市は「男女共同参画プランよっかいち」に基づき、DV防止や被害者の保護及び自立支援に努めてきましたが、近年のDV相談の増加や市民意識調査の結果から、それらの取り組みの一層の充実を図ることが必要と考え、「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画」を平成25(2013)年3月に策定しました。

しかしながら、男女共同参画社会の実現もDV防止も根底にあるのは男女平等です。それらの啓発、教育、学習などの施策については、「男女共同参画プランよっかいち」と「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画」がそれぞれ独自に進めるのではなく、二つの計画を一つにし、一つの方向性のもと進めることで、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを、総合的かつ計画的に推進することとしたものです。



### (3) プランの計画期間

このプランは、平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの6年間を計画期間とし、概ね中間年度にあたる平成29(2017)年度に中間見直しをします。ただし、計画の期間内であっても、他の計画との整合性や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 2 プランの策定の背景

### (1) 市民意識調査からみた四日市市の現状

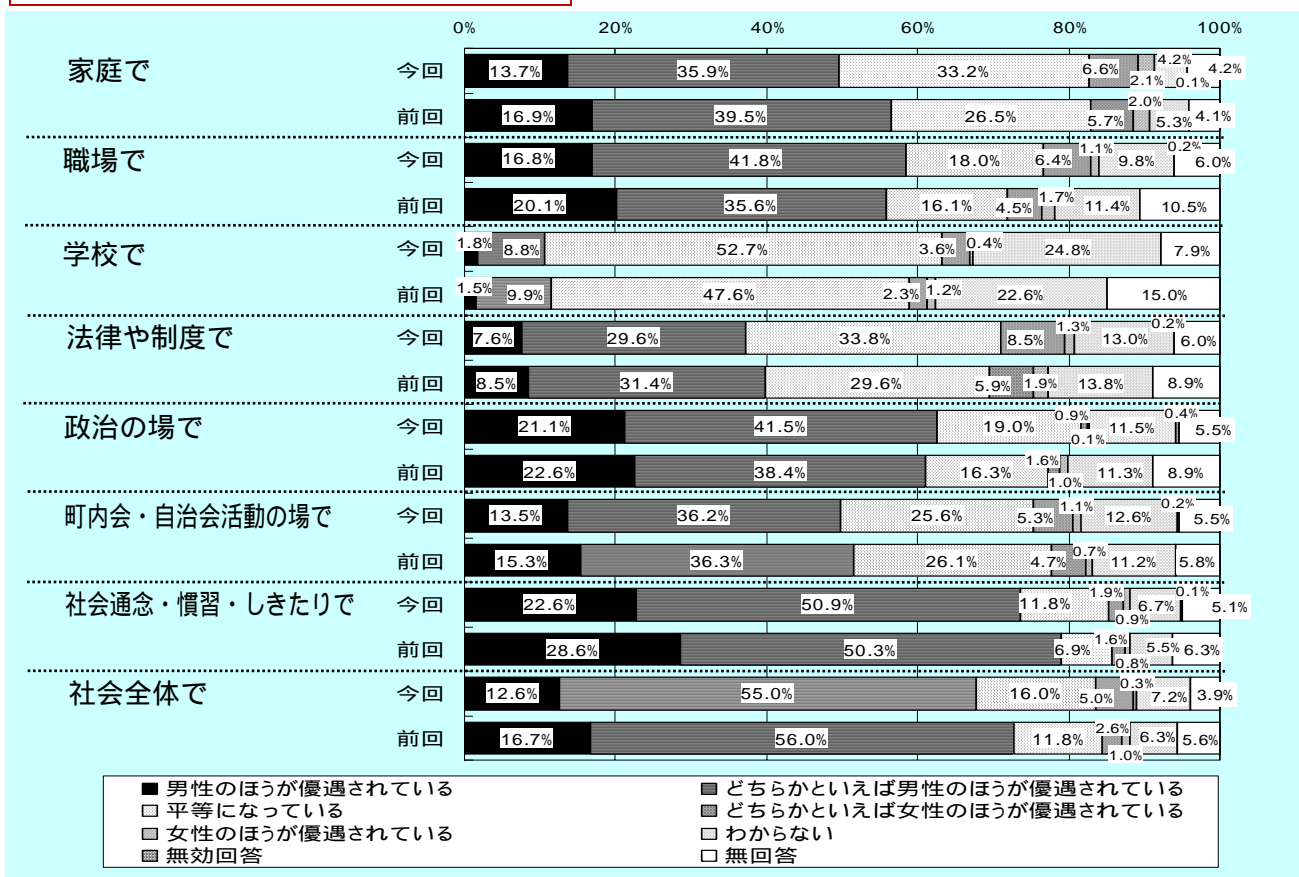
本市は平成25(2013)年8月に、市民を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施し、次のような現状と課題を把握することができました。

(資料「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」平成18年10月、平成25年8月)

#### まだまだ男女平等が進んでいるとは言いがたい状況

「社会全体で」男女平等と感じている人の割合は、16.0%(前回調査比4.2%増)で、「男性のほうが優遇されている(どちらかといえばそう思うを含める)」と感じている人が依然67.6%(前回調査比5.1%減)を占めています。「学校で」では、男女平等だと感じている人が半数を超えていますが、「学校で」「法律や制度で」以外は、「男性のほうが優遇されている(どちらかといえばそう思うを含める)」と感じている人が、約5割から7割強を占めています。しかし、前回の調査から比べると、少しずつながら全体的な状況は改善されています。

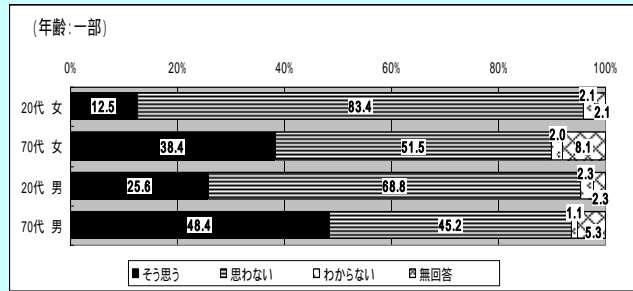
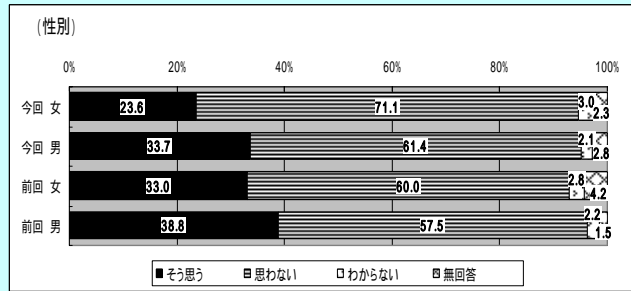
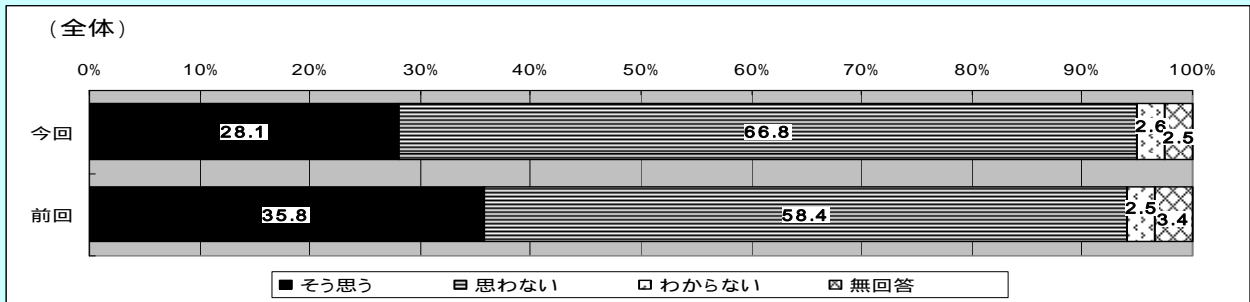
#### 各項目別の分野における男女の平等感について



#### いまだ3割近い人が、固定的な役割分担意識をもっている状況

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方を持っている人は、全体で28.1%(前回調査比7.7%減)で、性別で見ると、男性のほうが女性よりも「そう思う」と考えている人が約1割多く、意識の変化も女性ほどみられません。また、男女共に年齢が高い程、「そう思う」傾向にあります。20代男性も4人に1人がまだ「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方を持っています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について



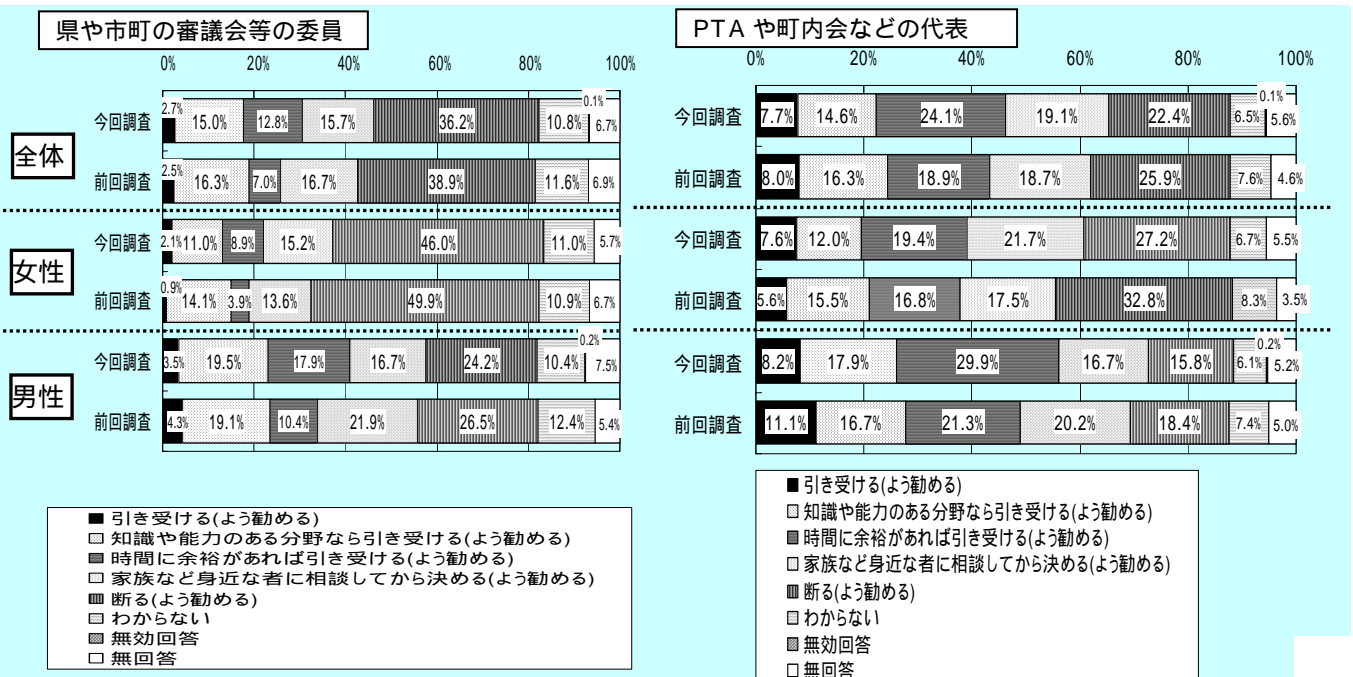
女性が役職につくことについては、条件付ではあるが「引き受ける(よう勤める)」人が若干増加

**現**  
**状**

女性が「県や市町の審議会等の委員」になることについては、「断る(よう勤める)」と答えた人が36.2%と最も多く、条件付も含めて「引き受ける(よう勤める)」と答えた人は全体で30.5%(前回調査比4.7%増)で、男女ともに同じ傾向です。しかし引き受けるための条件の中で「時間に余裕があれば引き受ける(よう勤める)」が増加(前年比5.8%増)しています。性別で見ると、女性よりも男性のほうが条件付も含めて「引き受ける(よう勤める)」人が多く見受けられます。

「PTA や町内会の代表」は、「県や市町の審議会等の委員」と同様の傾向が見られますが、条件付も含め「引き受ける(よう勤める)」人が半数近く(46.4%)あり、「断る(よう勤める)」人(22.4%)を上回っています。

女性が役職につくことについての考え方

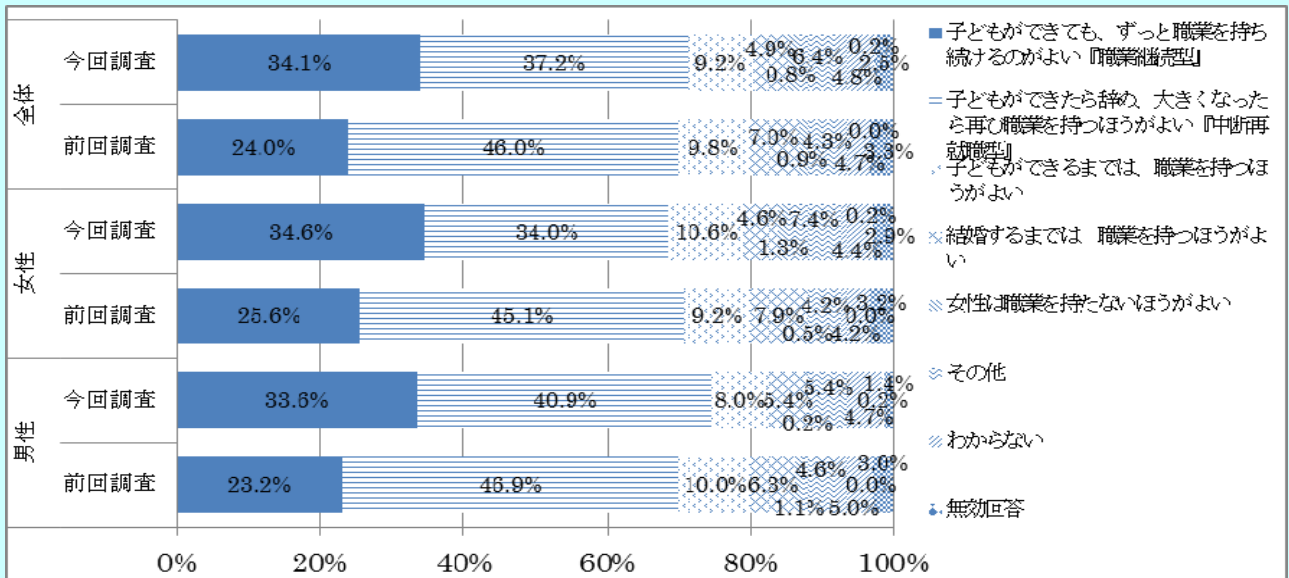




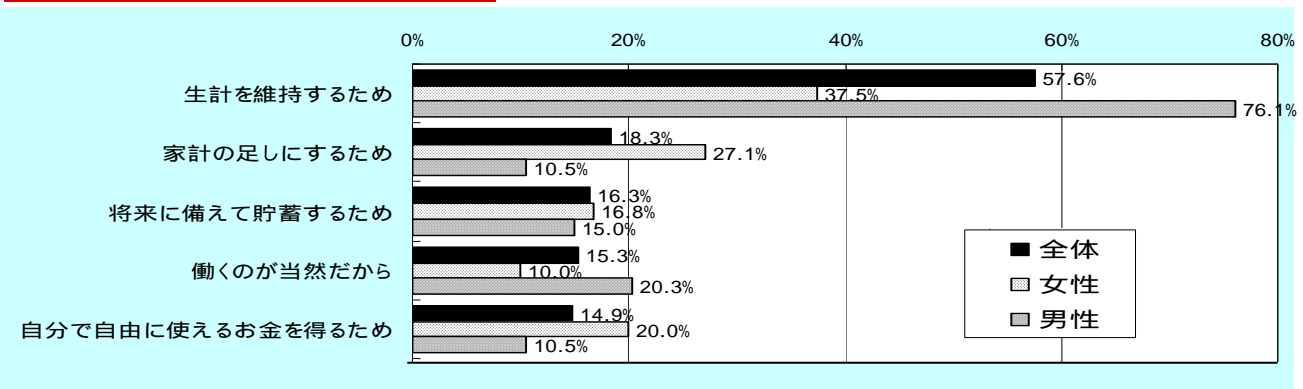
## 女性が仕事を持つことについて、『職業継続型』(子どもができて仕事を持ち続けるのがよい)が増加

**現** 女性が仕事を持つことについての考え方は、「子どもができたら辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」(『中断再就職型』)が、37.2%で最も多く、次いで、「子どもができて、ずっと職業を持ち続けるのがよい」(『職業継続型』)が34.1%と僅差で続いています。前回調査と比較すると、『職業継続型』が10.1%増と大きく増えています。また、性別でみると、「女性」では、『職業継続型』(34.6%)が、『中断再就職型』(34.0%)をわずかに上回っています。

### 「女性が職業を持つことについて」の考え方



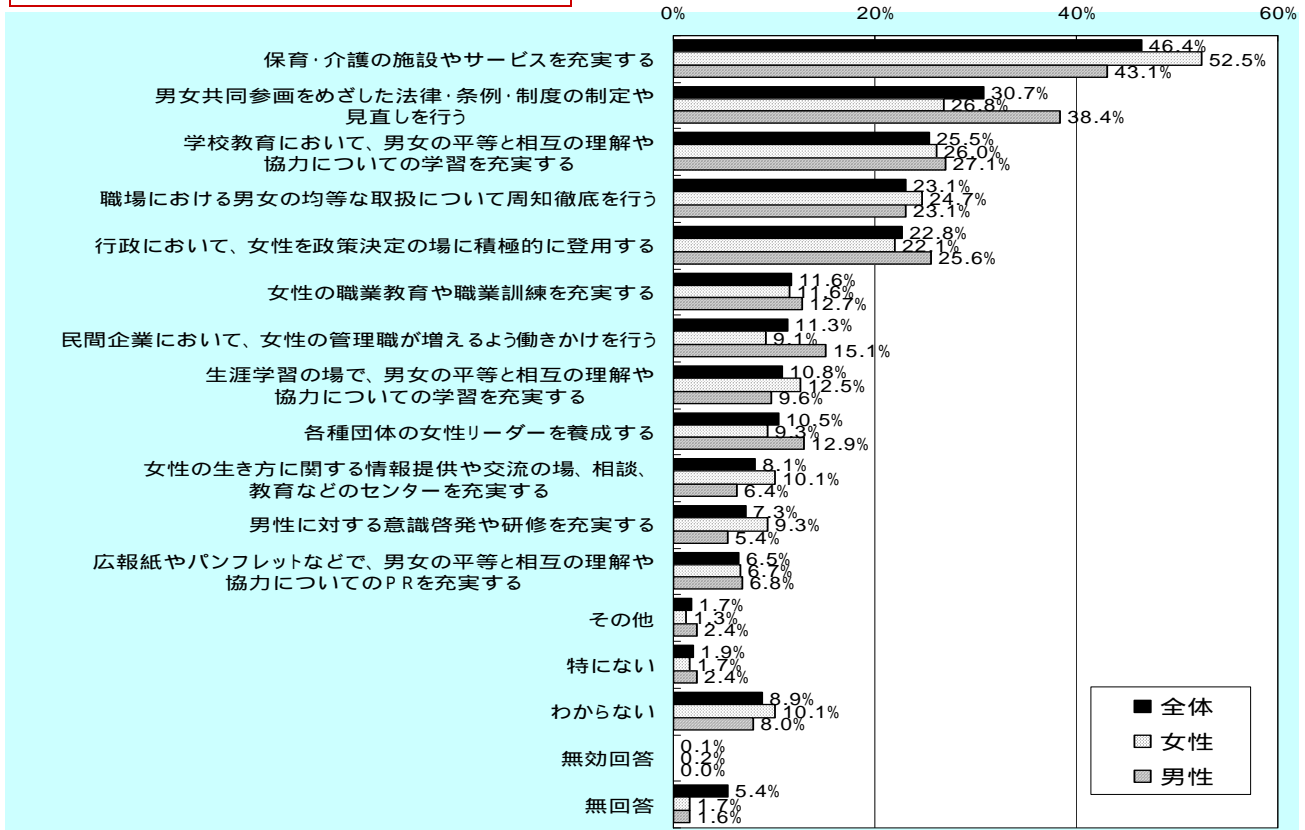
### 働いている理由(上位5項目:複数回答)



## 男女共同参画を推進するためには、子育てや介護を支える環境の整備が最も重要

**現状** 男女共同参画を推進するために県や市が力を入れていけばよいと思うことについては、「保育・介護の施設やサービスを充実する」が最も多く46.4%（前回調査と同順位）を占めています。性別でみても、男女とも「保育・介護の施設やサービスを充実する」が最も多く、女性の2人に1人以上がそう思っています。

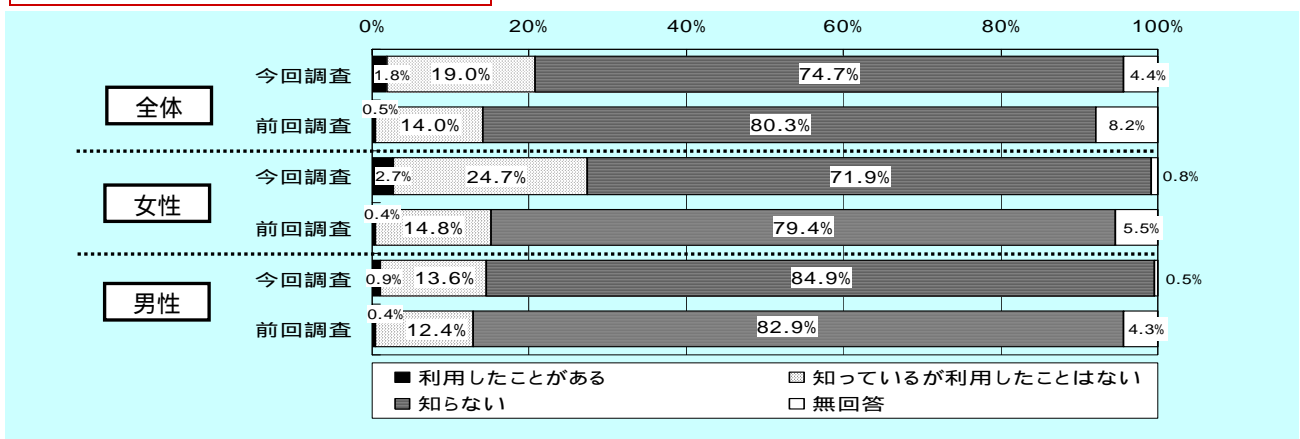
### 県や市が力を入れていけばよいと思われること



## 四日市市男女共同参画センターを知っているのは5人に1人

**現状** 四日市市男女共同参画センターを、「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」人は全体で20.8%（前回調査比6.3%増）で、市民の約8割が当センターを知らないことが今回の調査でわかりました。性別で見ると、女性のほうが前回よりも認知度は増加しています（前回調査比12.2%増）。

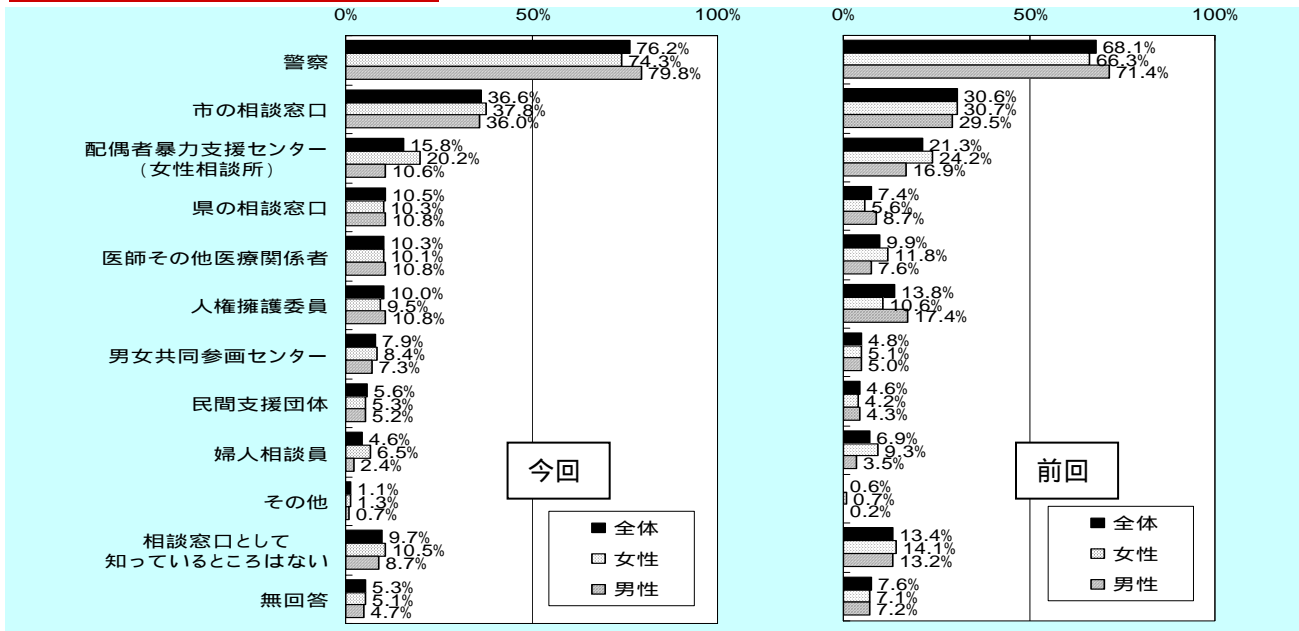
### 四日市市男女共同参画センターの認知度



## 配偶者から暴力などを受けた際の相談窓口を知らない人が約1割。

現状 今回の市民意識調査で、約1割の人が相談窓口を知らないことがわかりました（前回調査比3.7%減）。また、暴力などを受けた際の相談先として一番認知度が高いのは「警察」で、76.2%（前回調査比8.1%増）を占めており、「男女共同参画センター」は上位から7番目で、7.9%（前回調査比3.1%増）とまだまだ認知度は低い状況です。

### 暴力などを受けた際の相談先の認知



## (2) 前プランの評価からみる課題

「男女共同参画プランよっかいち」を平成22(2010)年に策定し、プランに基づく取り組みを行ってきました。5年間の進捗状況の点検のために行った市民意識調査の結果とともに、プランの進捗に対して、毎年度行った自己評価と、それに対する男女共同参画審議会の評価をあわせると、次のことが課題としてあげられます。

### 性別による固定的な役割分担意識の解消

これまで、「男女共同参画プランよっかいち」に基づき、あらゆる機会を通じて、啓発、教育、学習を行ってきました。プラン策定前に比べると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方を持っている人が全体で7.7%減少し、徐々に解消に近づきつつあります。引き続き施策を進め、3割近くいる性別による固定的な役割分担意識を持った人の割合を減らしていくことが必要です。

人々の意識や価値観は、幼少期から家庭、学校等、地域社会の影響を敏感に受けながら形成されます。また、市民意識調査の結果、男女の平等感が一番高かったのは、家庭でもなく、職場でもなく、学校でした。そのことから、固定的な役割分担意識を解消していくためには、幼少期からジェンダーの視点を持って物事を判断する力を育てることが大切であり、また学校等における教育が非常に有効と考えます。今後も引き続き、保・幼・小・中学校における教育をより充実させていくとともに、子どもたちに影響を与える大人に対してもこれまで以上の啓発が必要です。

## あらゆる場への女性の参画

平成26(2014)年度における女性自治会長の割合は残念ながら全体の4.1%でした。しかし、地域社会で男女共同参画を進めるために、自治会長へのアンケートを実施したり、防災を切り口に地域社会づくりに女性が必要であることの働きかけを始めたことは有効な一歩と考えます。また、審議会への女性委員の登用については、「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づいて取り組みを進めてきましたが、目標の40%を達成することはできませんでした。市役所における管理職への女性登用についても徐々に増加してきましたが、国が掲げる「2020年までに30%」には未だ遠い状況です。男女の多様な意思が、政治、経済、社会などのさまざまな分野での政策・方針決定に公平・公正に反映されるためには、女性自身も積極的に参画する意識を持つこと、また、男性優位の組織運営の改革や男性の家事・育児の参加促進等女性が参画しやすいための環境を整えることも必要となります。そのためにも、市役所が率先してこれらに対する取り組みを行うことが必要です。

市役所の管理職への女性登用に積極的に取り組むとともに、地区市民センター館長への女性の登用も、地域での意識啓発を進めるために有効と考えます。また、男女共同参画の視点からの地域社会づくりへの取り組みについては、今後も引き続き地域団体、市民活動団体との協力のもと働きかけることが必要です。国が掲げる「2020年までに30%」という目標に向けて取り組みを強化し、加速させることも必要となります。

## 男性にも、男女とも幸せになるための施策であることを伝えること

父親向けの子育てに関する講座や父親向けの遊ぼう会、またワーク・ライフ・バランスの講演会など継続して開催してきたことで、近年街中でも父と子の光景を見る機会が多くなったと思われます。しかし、男性の家庭への参画はまだまだであり、一般的に男女共同参画は「女性のためのもの」と認識されがちで、男性に当事者意識がなかなか生まれてきませんでした。

「男性は妻子を養う責任がある」、「男性は心配事を人に言わない方がよい」など、男性は性別による固定的な役割分担意識を女性よりも持ちやすい傾向にあります。このような性別役割を強いられることで、男性が葛藤を抱えこみ、心身ともに生きづらさを感じることもあります。男性でも仕事よりも家庭を優先したい人や悩み事の相談をしたい人もいます。また、女性が職業を持つことについて、「職業継続型」の考えを持つ割合が増えていることから、男女がともに働き、家庭での役割を担えるよう職場環境や子育て環境の整備を図り、ワーク・ライフ・バランスを進めることが必要です。さらに男女共同参画を進めることは、男性がより暮らしやすくなる社会を築いていくことでもあるとの周知も必要です。

## 相談体制の充実

相談員の資質向上のためのスーパービジョンの実施、弁護士や臨床心理士による相談員のサポート体制の設立など相談体制の充実を図ってきましたが、近年の相談件数の増加、相談内容の多様化・複雑化などにより、相談者一人あたりに係る時間が増加し、さらに増加した相談者への対応が難しい状況にもなってきています。

今後も、増加している相談件数や、多様化・複雑化する相談内容に対応し、相談者の悩みに十分応えられるように、スーパーバイザーや相談員間の連携をより図るなど、引き続き体制を強化していくことが必要です。

## **推進体制の更なる充実**

本市においては、平成23(2011)年度からの総合計画の中に男女共同参画の視点を位置づけ、男女共同参画社会の実現を目指し、全所属が毎年進捗管理を行い、目標に向け各種施策に取り組んでいます。しかし、職員間においては男女共同参画に対する意識の差が生じています。また、進捗状況の評価においては、評価方法が実施主体(市役所担当所属)による、事業を実施できたか、できなかったかという視点での評価となっていたため、男女共同参画がどの程度推進できたか見えにくい状況があります。

本プランの推進体制にあたっては、職員ひとり一人が常に男女共同参画の視点を持つこと、また評価については、重点課題ごとに指標を設定するなど、男女共同参画の数的、質的な成果を反映するような方法で、毎年度の進歩が見えるような評価が必要です。



## ■ 第2章 プランの基本的な考え方 ■

第2章では、前章で明らかにした課題に対して、推進にあたっての重要な視点を整理し、基本目標及びプランを体系づけ、基本的な考え方をまとめます。

# 1. プランの基本的な考え方

## (1) 基本理念

私たちが目指す社会は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は最重要課題の一つです。本市は、男女共同参画社会の実現を目指し、平成18(2006)年に四日市市男女共同参画推進条例を施行しました。

本プランは、四日市市男女共同参画推進条例に明記されている次の5つの基本理念に基づき、基本目標を定め、男女共同参画に関する施策を推進します。

### 《四日市市男女共同参画推進条例における基本理念》

1. 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
2. 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。
3. 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の社会の様々な分野で、方針の立案から評価に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
4. 男女が、相互協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。
5. 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、国際理解及び国際協力の下に男女共同参画の推進が行われること。

## (2) プラン推進にあたっての重要な視点

前プランの進捗評価及び「男女共同参画に関する市民意識調査」結果など本市の現状を踏まえ、プランを推進するにあたっては、特に次の視点をもって取り組みます。

### 人権の尊重と男女共同参画意識の広がり

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が、少子高齢化の進展、国内経済の成熟化等の我が国の社会経済情勢に対応し、日本という国が持続し続けるための緊要な課題であることは、平成11(1999)年に施行された「男女共同参画社会基本法」の前文に明記されています。

まず、「人権の尊重」は男女共同参画社会を形成していくうえでその根底をなすものであること、そして、一人ひとりの個性と能力が発揮される社会システムを構築することが大切であること、また固定的な役割分担意識の存在を知り、ジェンダーの視点をもって社会のあらゆる慣習やしきたり等を見直すことの



大切さなど、男女共同参画の意義と必要性を、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育などあらゆる場で、市民や事業者などあらゆる人たちに、丁寧に分かりやすく伝えていきます。

### **子どもにとっての男女共同参画**

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、それぞれの個性と能力が発揮できる社会となるために、子どもの頃から男女共同参画の視点を持って、男女に関わりなく将来を見通した自己形成を行えるよう、様々な場で男女共同参画についての理解を進めます。

また、家族の形態等が多様化する中で、子どもたちが安心・安全に生活できる環境づくりのために、虐待の防止や貧困の連鎖を断ち切るなど、社会全体で子どもを支える取り組みを行います。

### **男性にとっての男女共同参画**

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人があらゆる場で活躍できる社会であり、女性だけではなく男性にとっても暮らしやすい社会です。男性が男女共同参画の本当の意味を理解し、その実現に向けて動き出すかどうかが、男女共同参画社会実現の大きな鍵になると考えられます。男性が動き出せるよう環境づくりを進めていきます。

### **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進**

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらを解決する取り組みが、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現であり、そのために市民や事業者などへ啓発や支援、働きかけを進めることが重要です。

### **男女共同参画の視点を持った地域社会づくり**

男女が共に暮らしやすい社会となるために、人々の生活に最も身近な地域社会において男女共同参画を進めることはとても重要です。これまで慣習的に男性が担ってきた地域団体等の意思決定の場への女性の参画をすすめて、地域活動に女性の視点を活かしていくことが大切です。地域でわかりやすい取り組みとして防災活動を取り上げるなど、男性の意識改革を進めると共に、女性も積極的に地域活動に参画していけるような意識改革とエンパワメントに取り組みます。

こうした取り組みによって、社会の基礎である家庭の中での男女共同参画も進むと考えます。

### **性別に起因するあらゆる暴力を許さない社会づくり**

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等、女性への暴力が深刻な社会問題になっています。これらの暴力は、男性が被害者となることもありますが、大多数は女性が被害者であるのが現状です。こうした暴力は、重大な人権侵害であり、犯罪であるということを広く啓発し、暴力を容認しない社会の認識を徹底していきます。

また、社会に残る慣習や慣行、人々の意識や行動の中にある女性を劣位とみる差別や偏見が、女性への暴力を生むひとつの大きな原因になっていると考えられます。そのため、性別による固定的な役割分担意識の払拭や男女の経済的な格差の解消に努めます。

そして、被害者に対しては、安全の確保、生活の自立とともに心身の健康の回復を促すための支援の輪を社会全体に広げる等幅広く取り組みます。

### 男女共同参画センターの機能向上

四日市市男女共同参画センターは、男女共同参画を進める市民活動の拠点施設であり、市民と協働して男女共同参画推進条例に基づく事業を具体的に実施しています。また、DVを含む女性のための相談機関として、様々な悩みを抱える女性たちにジェンダーの視点からその解決に向けた支援をする役割を担っています。そして、こうした活動の中から市民のニーズを抽出し、施策へ反映させていく役割を担っていきます。

今後は、各地域での男女共同参画の取り組みを支援する機関として、また、個性と能力を十分に生かせる社会を築くための市民の活動拠点であることをより広くPRし、さらに女性のためのワンストップの相談機関としての機能強化と相談窓口の周知をしていきます。

## (3) 基本目標

本市では、これまで「男女共同参画プランよっかいち」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け推進してきました。その結果、固定的役割分担意識を持った人が7.7%減少するなど、少しずつですが改善してきています。しかし、第1章の市民意識調査、前プランの評価からみる課題からもわかるように、いまだに解決すべき多くの課題が存在しています。これらの課題解決のために、今後も地道に施策を継続して行っていきます。

本プランは、これらの課題解決のために、四日市市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、4つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、いまだに残る「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などの解消が不可欠です。また、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりが人権尊重の観点からも必要です。家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の理解を深めるよう、市民、地域団体、市民活動団体、企業などへ啓発、教育、学習等を行います。

### 基本目標2 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

男女がともに責任も担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会を築くためには、政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画することが必要です。四日市市では男女の様々な意思が反映できる審議会等の構成を目指すとともに、女性管理職の登用についても進めていきます。

最近、子育てに参加する男性も増えてきてはいますが、まだまだ子育てや介護等、家事の多くは女性がするものという意識を持っている人が男性にも女性にも見受けられ、意識改革が必要です。また、家庭生活に男性が積極的に参加しようとしてもしづらい現状があることから、男女ともに従来の働き

方を見直すとともに、企業、事業所等は育児休業や介護休業などの制度を取りやすくするための環境づくりが必要です。男女ともに生きがいや働きがいのある生き方をめざして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します。

男女共同参画社会を実現するためには、身近で生活の基盤でもある地域から進めることも重要です。今までも、女性は地域での活動の担い手としての役割を果たしてきてはいますが、女性が地域活動に参画したとしても、リーダーは男性である傾向にあります。地域福祉や防災・防犯などの様々な分野において、男女ともに意見を出し合い、互いの意見を尊重し、よりよい地域社会をつくっていくことが重要です。地域団体やNPOなどと協働して、地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

男女共同参画を推進するにあたっては、国際的な視野を持ち、多様な価値観を尊重するためにも国際的な交流等が必要です。市内に在住する多くの外国人市民と、文化や習慣の違いなどについて相互理解を深め、互いに交流や支援をしていくことが大切です。市民等と連携し、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

### **基本目標 3 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり （四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画）**

暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差などに基づく上下関係に根ざした構造的な問題が原因でもあります。人権尊重の観点からも、このような暴力等を根絶するよう取り組みを行うとともに、被害者が相談しやすい環境を整え、あらゆる相談ケースにいつでも適切に対応できる体制づくりが必要です。県の配偶者暴力相談支援センターとの役割分担を明確にしつつ相談体制の充実と機能の強化を図ります。

DVによって緊急の安全確保・一時保護等を必要とするケースが、近年一定数発生し続けています。危険が急迫しているケース、子どもが身体的・心理的な暴力の対象となっているケース（児童虐待）もあり、迅速に安全を確保する体制が必要です。警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し、被害者本人や子どもなど当事者の当面の安全を確保できる体制を維持するとともに、市内の社会資源を活用し緊急時に一時避難できる体制を整えます。また、加害者に対する措置（保護命令制度）は、現行法のもとでは警察、司法のちからを用いて行われるため、それら関係機関と一層の連携のもと、迅速な被害者の安全確保や、その後の自立支援に努めます。

DVから避難した後の被害者の生活支援にあたっては、不安と向き合いつつも自信をもって安定的に暮らせるようサポートが必要です。DV被害者が安心して生活できる住宅の確保から、就業に向けた支援、各種手当、医療保険、年金をはじめとする現在及び将来の生計の支えとなる各種の経済的支援策の活用等、制度利用の支援に努めます。

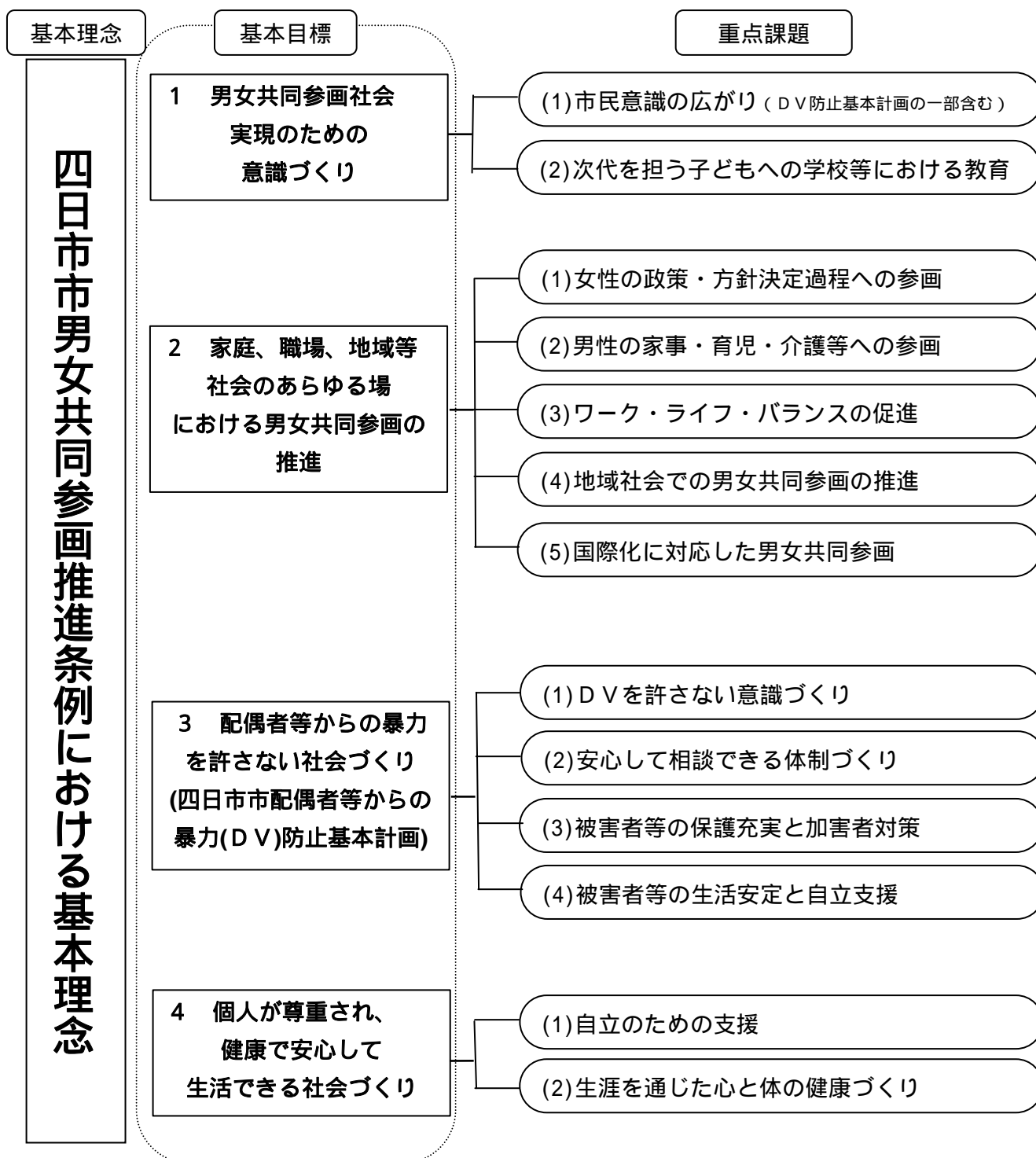
### **基本目標 4 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり**

近年の景気の低迷化、雇用環境の悪化により、人々の生活が困難な状況になりがちなか中、単身世帯やひとり親世帯においてはより状況が深刻になる傾向があります。これらの世帯が社会から孤立することなく、自立して安心して暮らせるよう支援を行います。

男女が生涯を通じて心身ともに健康で充実した生活を送るには、健康のための取り組みを日常生活の中で実践していかなければなりません。市民一人ひとりが、主体的に健康管理ができるよう健康づくりに必要な情報提供や支援を行います。

## (4) プランの体系

4つの基本目標に向けて、次の体系に沿って取り組みを進めます。



## ■ 第3章 施策の推進と実施事業 ■

第3章では、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき具体的施策について説明します。また、実施する施策の成果や達成の状況を把握しやすくするため、数値目標を設定します。

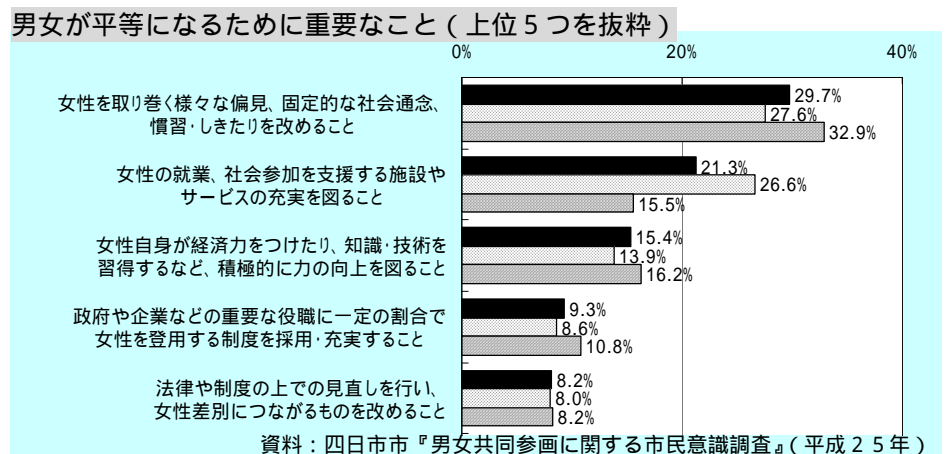
# 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

## (1) 市民意識の広がり

### 現状・課題

第1章でも述べましたが、平成25(2013)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、社会全般において「男女平等」と感じている人の割合は16.0%でした。その一方『男性のほうが優遇されている』及び『どちらかといえば男性のほうが優遇されている』と感じている人は67.6%と、まだまだ男女平等が進んでいるとはいえない状況ではあるものの、前回のプラン策定時の72.7%に比べ若干減少しています。また、社会のあらゆる分野で男女が平等になるために重要なことは、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」との意見が最も多く、引き続き意識啓発が重要な要素となっています。

今後も、市民一人ひとりがジェンダーの視点から、慣習やしきたりを見直す意識を持つように、また、人権尊重の観点からも、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりに向け、家庭や地域、学校などのあらゆる場で、男女共同参画についてわかりやすく、身近なものに感じるように継続して啓発していく必要があります。



### 【目標指標】

項目	平成25(2013)年度 基準値・実績値	平成32(2020)年度 目標値
さんかくカレッジ講座参加者のうち、男女共同参画を理解した人の割合 (理解した人/アンケート数)	67%	80%

(注)さんかくカレッジ参加者のアンケートより集計

### 施策の方向

#### 、人権の尊重と男女共同参画意識の啓発と学習

男女共同参画社会の実現のためには、長年の社会的慣習として形成されてきた、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識の解消が不可欠です。また、男女が互いの人権を尊重し、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりも必要です。そのため、あらゆる機会をとらえて、世代・男女を問わず、ジェンダーの視点や男女共同参画について、またD

Vについてわかりやすく伝えていきます。

以下の「担当部署」については、平成26年4月1日現在の担当部署を記載しています。

推進施策	実施事業	担当部署
男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進	講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 市民グループ（団体）との協働による講座の開催 情報紙はもりあの発行	男女共同参画課
男女共同参画意識を育てる講座の充実	さんかくカレッジの実施 出前講座の実施	男女共同参画課
	地区市民センターで、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座（男性の料理教室等）を開催	地区市民センター（市民生活課）
	地域防災活動への女性の視点反映にかかる啓発	危機管理室 男女共同参画課
男女共同参画意識を育てる情報提供	男女共同参画に関する蔵書の充実	男女共同参画課
	男女共同参画に関する蔵書の充実と展示の実施	図書館
	男女共同参画に関する蔵書、ビデオ等啓発資料の充実	人権センター
	男女共同参画に関する蔵書の充実、ポスター等の掲示	あさけプラザ
	四日市市の学習情報検索サイト「まなぼうや」で、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介	文化振興課
男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知	市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 パンフレット、相談窓口案内カードの配布	男女共同参画課
	市広報やホームページ等での周知	市民生活課
	出前講座の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課
DVが子どもに与える影響についての理解促進	DVに関する啓発パンフレットの配布	男女共同参画課
	啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目でのDVが児童虐待にあたることを啓発	こども保健福祉課
	保育園・幼稚園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	保育幼稚園課
	家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 （青少年育成室）
		人権・同和教育課
市民グループ（団体）の活動への支援	男女共同参画に関する情報提供や研修の実施	男女共同参画課
男女共同参画の視点に立った広報の推進	男女共同参画に関する広報（広報誌、メディアなど）の実施	広報広聴課

推進施策	実施事業	担当部署
行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	全所属
男女共同参画の視点からのメディアリテラシーの向上	メディアリテラシーに関する講座の開催	男女共同参画課
誰もが学習できる環境（託児等）の整備	地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して、必要に応じた託児を実施	地区市民センター（市民生活課）
	市民大学一般クラスにおける託児のあるコースの設定	文化振興課
	手話奉仕員養成講座などにおいて託児を実施	障害福祉課
	子育てに関する講座開催時の託児の実施	こども未来課
	人権センター事業での託児の実施	人権センター
	男女共同参画センター全事業での託児の実施 他の所属への託児設定の働きかけ	男女共同参画課
セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための啓発	三重労働局雇用均等室と連携し、相談窓口の案内も含め、啓発を図る	男女共同参画課

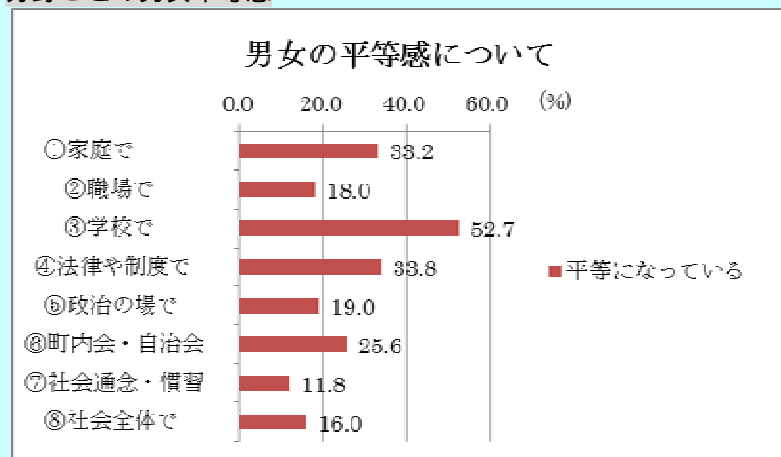
## (2) 次代を担う子どもへの学校等における教育

### 現状・課題

市民意識調査の結果からわかるように、各項目別の分野で、男女平等だと感じている割合は「学校で」の回答が一番多く、半数を超えていました。これは、四日市市学校教育ビジョンの中でも「男女共同参画社会の実現をめざす教育」を挙げ、取り組まれてきたことによるものと考えられ、教育の中で男女平等について学び、性別にとらわれない教育に取り組むことは有効であると考えられます。

男女共同参画社会の形成の促進には、保育園・幼稚園から高等教育機関まで、子どもにかかわるすべての場面で、発達・

分野ごとの男女平等感



資料:四日市市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 25 年)



学習の段階に応じた内容で、男女平等やジェンダーをとりあげながら、男女共同参画の理念について学ぶことが重要です。また、子ども一人ひとりが固定的な役割分担意識にとらわれず、自らの生き方を考え、主体的に進路や職業を選択する能力や態度を身につけることが一層大切であることから、このことを目指したキャリア教育に取り組むことが必要です。

また、近年は、DV（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題としても取り上げられていますが、DVをはじめとするあらゆる暴力を排除するためには、小さい頃から、あらゆる暴力を許さない意識の啓発を行うことも重要です。また、自分自身を大切に思う気持ち（自尊感情）を育むと同時に、命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関して、主体的に考え、選択し、自己決定する権利と責任について学ぶことができる機会を設けることも重要です。

### 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 32(2020)年度 目標値
男女平等教育の出前講座 開催数	66回	90回

### 施策の方向

#### 、男女共同参画の視点に立った保育と学校教育を推進

一人ひとりの個性と能力を認め、互いを「個」として尊重し合い自立する精神を育むことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。男女平等についての価値観や意識は、幼児期からの家庭・学校・地域における生活や教育のありかたに大きく影響されます。人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要であり、子どもの発達段階に応じた内容で意識の育成を図ります。また、子ども一人ひとりが性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成できるようキャリア教育の一層の推進を図ります。

推進施策	実施事業	担当部署
日常的な教育活動の中で、男女共同参画の視点に立った教育の推進	学年に応じた教材を活用し、道徳、総合的な学習の時間、学級活動をはじめとしたあらゆる教育活動において不必要な区別、慣習の見直しを行い、性別で役割を固定することのない男女共同参画社会の実現を目指す教育をすすめる。	指導課 人権・同和教育課
	家庭教育講座等保護者向け講座の実施	人権・同和教育課 こども未来課 (青少年育成室)
	性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進 園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	保育幼稚園課

推進施策	実施事業	担当部署
性別にとらわれない個性を尊重したキャリア教育の実施	すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進める。 「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める 社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職場体験活動を全中学校で実施する。	指導課
	ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	保育幼稚園課

#### 、若年層へのDV予防・人権教育

子どもの頃に親から暴力を受けたり、配偶者やパートナーから暴力を受けている親の姿を見たりした経験のある人は、「暴力は許される」、「暴力を振るわれても堪えなければならない」などといった概念が刷り込まれ、その人自身が加害者、被害者となり次の世代へと連鎖していくこともあります。また、平成24(2012)年度に三重県男女共同参画センターが三重県内の高校生・大学生に「デートDVに関するアンケート調査」を実施したところ、交際経験のある高校生・大学生(3,389/6,682人)のうち25.5%(865/3,389人)の人がデートDVの被害経験があることがわかりました。このようなDVをはじめとするあらゆる暴力や次の世代への連鎖を断ち切るためにも、若年層へのDV予防教育・人権教育の出前講座等を行っていきます。

推進施策	実施事業	担当部署
デートDVなどの暴力防止のための教育の推進	家庭教育講座等保護者向け講座の実施	人権・同和教育課 こども未来課 (青少年育成室)
	中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 デートDV防止パンフレットの配布	男女共同参画課
あらゆる暴力を許さない意識の啓発	保育園、幼稚園、小学校等への人権・ジェンダーの視点を養うための出前講座の実施	男女共同参画課
	人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	人権センター

推進施策	実施事業	担当部署
命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発	性に関する相談の実施	男女共同参画課
	性教育の実施（HIV、性感染症予防を含む） 教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、 様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階 に応じた適切な性に関する指導の継続 保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を 全中学校へかける	指導課
	保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相 談の実施	こども保健福祉課
	「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	こども未来課 （青少年育成室）
自尊感情を育てる教育の推進	保育園・幼稚園における人権保育・人権教育の中 での取り組みの推進	保育幼稚園課
	H26 年度配布の「私たちの道徳（文科省）」を活 用し、自尊感情を育む授業実践を行う	指導課
	啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保 護者向け講座の実施	人権・同和教育課
	家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 （青少年育成室）
青少年の健全育成を阻害する環境の改善	インターネット被害防止等啓発パンフレット等の 作成、配布 出前講座（e-ネット安心講座）の実施	こども未来課 （青少年育成室）

## 2 家庭 職場 地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

### (1) 女性の政策・方針決定過程への参画

#### 現状・課題

四日市市では、他の地方公共団体同様、条例等の定めにより、執行機関の附属機関として、調査、審査、諮問等を行う委員会、審議会、調査会等を設置していますが、四日市市審議会等女性委員登用推進要綱において、審議会等において男女の一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とされない構成を目標としています。しかしながら、平成26(2014)年6月現在の審議会等への女性委員登用率は33.6%にとどまっているのが現状です。

また、四日市市における管理職(課長級以上)の割合も平成26(2014)年4月現在、17.0%(65/383人)にしかすぎません。

男女がともに責任も担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会を築くためには、政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画することが必要であるとして、国は「2020年までに30%」という目標を掲げています。市も下記目標達成するために、取り組みを強化し、加速させていきます。

#### 女性委員比率及び女性管理職割合の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
審議会等の女性委員比率 (6/1 現在)	31.5%	32.5%	32.6%	32.2%
市の管理職(課長級以上)の女性割合	15.4% (56人/364人)	15.8% (58人/367人)	17.2% (66人/383人)	16.6% (63人/380人)

#### 【目標指標】

項目	平成25(2013)年度 基準値・実績値	平成32(2020)年度 目標値
審議会等の女性委員比率	32.2%	40%以上60%以下 (一方の性が40%より少なくならないように設定)
市の管理職(課長級以上)の女性割合	16.6%	25%

#### 施策の方向

##### 、審議会等への女性登用を促進

市民の半数が女性にもかかわらず、四日市市の審議会等の女性委員は約3割です。また市の職員についても約半数が女性ですが、女性管理職は17.0%です。審議会等や行政運営に男女の声や意見を均等に反映させるためには、女性をもっと積極的に登用する必要があります。

ます。男性、女性の様々な意思が反映できる審議会等及び行政の構成を目指します。

推進施策	実施事業	担当部署
審議会等への女性参画比率の向上	審議会等委員に占める女性割合について目標設定	人事課
	四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進 四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の徹底 女性登用率の低い審議会等への事前協議前の働きかけ	男女共同参画課
市職員における管理・監督職への女性登用の推進	係長級以上の職員の男女比率を、職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等を実施	人事課
	女性管理職登用に向けての職員の意識、課題の把握	男女共同参画課 職員研修所
市職員における女性職員の職域拡大	女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置等の実施	人事課
女性人材情報の収集と提供	四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進	男女共同参画課 人事課

#### 、民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進

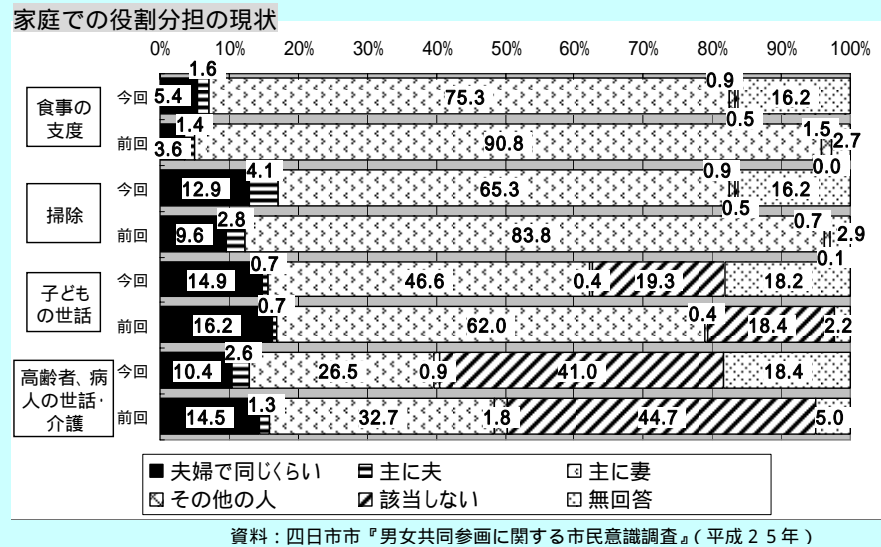
社会の構成員の半数は女性です。女性の意思を公正に反映していくためには、様々な分野で方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。行政だけではなく、地域、政治、経済、教育、医療等様々な分野で女性の参画を進めていくことが重要です。民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進します。

推進施策	実施事業	担当部署
企業、各種団体等へ向けての女性登用・参画の促進	男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施	商業勤労課
	企業向け研修の実施 企業への情報提供	男女共同参画課
女性リーダーの育成	さんかくカレッジ、市民協働企画等において女性リーダーを育成	男女共同参画課
	地域防災活動に女性の視点を反映できる人材育成	危機管理室
女性の経営への主体的な参画促進	家族経営協定の締結促進 農村女性アドバイザーや女性農業団体と連携した啓発活動の実施 女性の認定農業者及び認定新規就農者の育成	農水振興課 農業委員会事務局

## (2) 男性の家事・育児・介護等への参画

### 現状・課題

近年、街中でも父と子の光景を見る機会が多く、積極的に子育てに参画する父親、育児に関心を持つ父親が増えてきてはいますが、まだまだ部分的であり、社会全体に広がっているとは言えません。また第1章でも述べましたが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方を持っている人が28.1%占めており、性別による固定的な役割分担意識がまだ根強く残っています。男女ともにこの意識を改めると同時に、社会全体の問題であることを認識し、環境整備を進めていく必要があります。



### 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 32(2020)年度 目標値
市職員における男性の育児休業取得人数（累計）	5人 (H20～H25の累計)	12人 (H27～H32の累計)

### 施策の方向

#### 、家庭での男女の自立を促進

女性の社会進出を進めるためにも、男女が互いに協力して働き続けられる就労環境をつくるためにも、男性の家庭参画は必要です。家事・育児・介護等への男性の参画を促すため、男性を対象とした学習機会の充実を図ります。また、市役所が率先して父親の子育て参画が行えるよう努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実	男性の家庭参画を促進するための地区市民センター講座を実施	地区市民センター (市民生活課)
	男性の家事参画に関する講座（料理教室等）の開催及び講座受講者へのグループ登録の促進	男女共同参画課

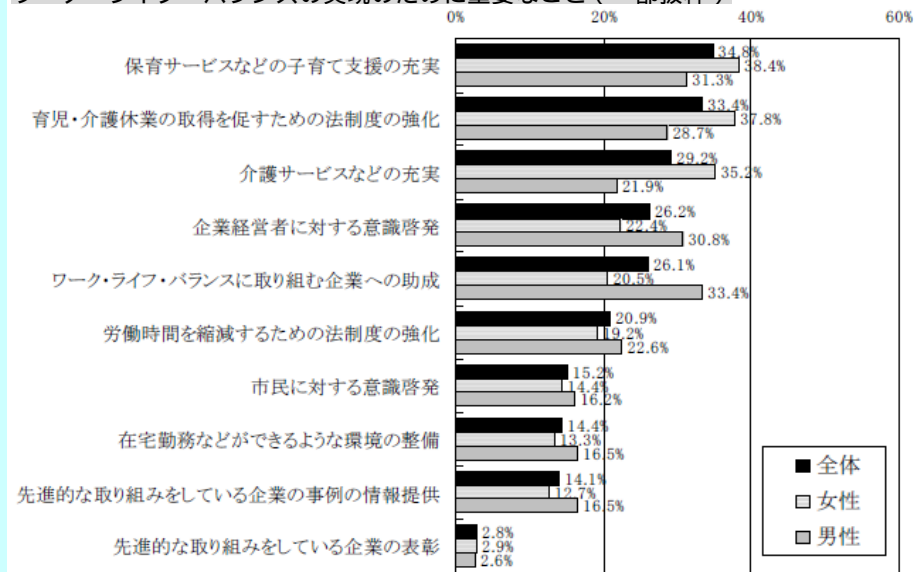
推進施策	実施事業	担当部署
男女がともに育児を担うための講座の実施	子育て支援センターにて「お父さんと遊ぼう」の実施	こども未来課
	妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	こども保健福祉課
	男性の子育てに関する講座（父親の子育てマイスター養成講座）の開催	こども未来課 男女共同参画課
父親の子育て参画を推進するための環境づくり	子育てに関する情報提供と父親の子育て相談の実施	こども未来課
	男性による絵本の読み聞かせ等の推進	図書館
男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	認知症サポーター養成講座や出前講座等で意識啓発	介護・高齢福祉課
市役所が率先して父親の子育て参画を推進する	育児休業・育児参加特別休暇等の周知 育児休業等取得該当職員に対する所属長による面接ヒアリングの実施推奨	男女共同参画課 人事課

### (3) ワーク・ライフ・バランスの促進

#### 現状・課題

第1章でも述べましたが、平成25(2013)年度に実施しました「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」から、仕事等や家庭生活における希望と現実には、男女ともに大きな開きがあることがわかりました。希望と現実を近いものにするためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠ですが、それには職場の意識改革も必要となります。職場は、これまでの長時間労働の働き方を変え、仕事の効率や生産性を高めるための業務改善や経営者及び社員の意識改革を行う必要があります。また、意識改革と同時に、男女がともに働き続けられる環境の整備や、子育て等により離職し、その後再就職や再チャレンジを希望する女性への支援も必要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現のために重要なこと（一部抜粋）



資料：四日市市『男女共同参画に関する市民意識調査』（平成25年）

## 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 32(2020)年度 目標値
男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数 (累計)	6社	15社

### 施策の方向

#### 、仕事等と家庭生活の両立を支援

ライフスタイルの変化に伴い、保育サービスや子育て支援のニーズはますます多様化しています。子育てや介護の家庭生活と仕事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
子育てに関する情報提供と相談の充実	子育てに関する情報提供と相談の充実	こども未来課 保育幼稚園課
	未就学園児やその保護者に遊びの場や交流の場を提供	こども未来課 保育幼稚園課
	積極的な子育て相談(育児、栄養、発育、発達等)の実施 (乳幼児家庭訪問事業、乳幼児食教室、歯八八の教室、家庭児童相談室での相談、発達総合支援室での相談)	こども保健福祉課
介護サービス情報の提供と相談の充実	各在宅介護支援センター及び各地域包括支援センターでの情報提供、相談の実施	介護・高齢福祉課
保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	保育幼稚園課 こども未来課
保育園の定員等の拡充	認可保育園の定員及び地域型保育事業の実施施設の拡充	保育幼稚園課
地域の子育て環境整備と支援体制の充実	ファミリー・サポート・センター事業の充実 学童保育の充実(新規開設支援、適正規模への分割推進)	こども未来課

#### 、男女の平等な就労環境の整備を促進

育児・介護休業法が改正され、法整備は整ってきているものの、男性の育児休業取得率は増加していません。制度があっても利用しにくい現状があることから、会社経営者や管理職



等は、制度の内容を十分理解し、社員や職員に対し、趣旨の浸透と、育児休業や介護休業を取得しやすい社内環境の整備を図る必要があります。市内企業、事業所に対し、育児・介護休業制度の活用の促進及びワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施	商業勤労課
	市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進 長時間にわたる時間外勤務の削減	人事課
	総合評価方式入札において、育児休業制度導入等、女性登用や子育て支援に取り組んでいる企業の優遇	調達契約課
企業と市民に向けての情報提供	男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施 四日市市雇用実態調査で男女共同参画に関する設問の検討	商業勤労課
	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介 企業訪問等による情報収集及び情報提供 企業向け出前講座の設定と周知	男女共同参画課

#### 、女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援

子育て等により離職し、その後の再就職や再チャレンジを希望する女性も多くみえますが、なかなか就職できなかつたり、就職できても非正規雇用であつたりと厳しい現状があります。働きたい女性とそのライフスタイルにあつた就労ができるよう、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供などの支援を関係機関との連携のもと進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
女性の就業機会の拡充	ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携し、求人等の情報提供 労働相談機関の情報提供 関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	商業勤労課
	ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施	男女共同参画課

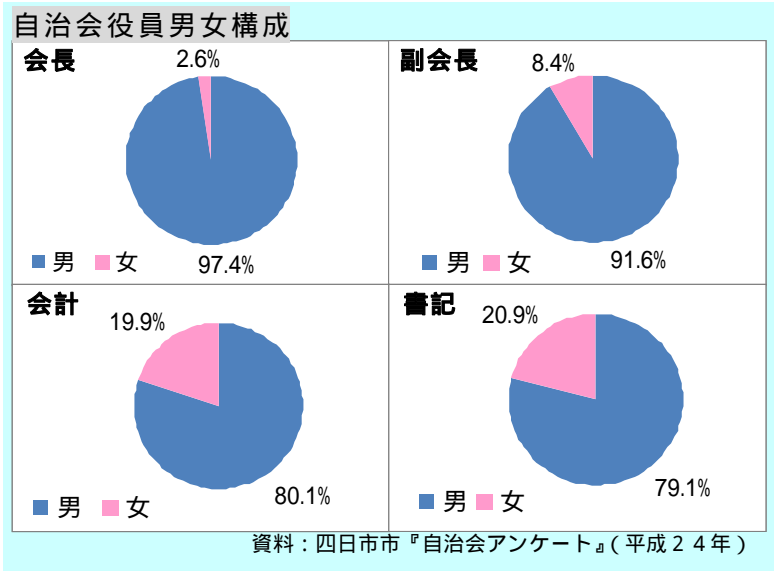
推進施策	実施事業	担当部署
女性の職業能力開発と職域拡大	就職セミナーの開催や、関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	商業勤労課
女性起業家への支援	起業のための情報提供（四日市志創業応援隊の利用促進） 新規独立開業資金融資等の支援制度の周知、啓発	商業勤労課
	再就職応援講座及び起業セミナーの開催	男女共同参画課
専門知識の習得と能力開発などへの支援及び情報提供	母子家庭等自立支援給付事業の実施 パソコン講座等、就労支援のための講座の開催	こども保健福祉課
	パソコンや簿記研修等、専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	農水振興課 農業委員会事務局

#### (4) 地域社会での男女共同参画の推進

##### 現状・課題

地域社会は、市民が相互に関わり合いながら、安心して充実した生活を送る最も重要な暮らしの場です。そこでは、男女ともにお互いの意見が尊重され、誰もが住みやすいまちづくりをしていくことが重要です。今までも、女性は地域での活動の担い手としての役割を果たしてきていますが、女性が地域活動に参画したとしても、リーダーは男性である割合が多いです。

また東日本大震災の教訓から、災害対応における男女共同参画の視点が重要であること、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であることが明らかにされました。平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について取り組んでいくことが重要であり、そうした活動を通じて女性が地域活動により一層参画し、地域のリーダーとしても活躍できるようになることが求められます。



##### 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 29(2017)年度 目標値
男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座の実施	4 / 24 地区 (地区市民センター管内及び補総合支所管内)	24 / 24 地区 (地区市民センター管内及び補総合支所管内)

## 施策の方向

### 、男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

地域においても、固定的な性別役割分担意識に根ざした慣習や慣行、子育てや仕事などが要因で、男女がともに地域活動に参画しづらい状況にあります。地域団体やNPOなどと協働して、さまざまな分野の地域活動（地域福祉や防災、防犯など）に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

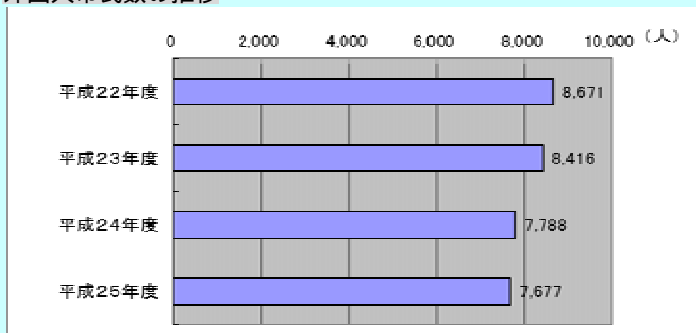
推進施策	実施事業	担当部署
地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任促進	地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	社会教育課
	男女がともに地域で活動を担っていけるよう啓発	市民生活課
地域活動を担う女性リーダーの育成	地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の実施	地区市民センター (市民生活課)
地域活動への積極的な参画を促すための意識・環境づくり	各地区に対して、市民グループ(団体)と協働して、防災の観点から参画の必要性の啓発 防災の観点からの啓発後、次のステップとして各地区で女性向けエンパワメントの講座や男性の意識を変える講座を実施	男女共同参画課 地区市民センター (市民生活課)
	センターだより等で、地域活動への積極的な参画を啓発	地区市民センター (市民生活課)
	地域防災活動に女性の視点が反映される機会づくり	危機管理室
男性の子育て参画を通して、様々な地域活動への参画の推進	男女がともに地域活動へ参画できるよう、子育てに関する講座等において啓発	こども未来課
地域で活動する各種ボランティア・NPO等への支援	市民活動の場(なや学習センター、市民活動センター)の提供等による支援	市民生活課

## (5) 国際化に対応した男女共同参画

### 現状・課題

政治や経済、文化等あらゆる分野において、私たちの暮らしは、国際的な関わりの中で成り立っています。また、近年は減少傾向にあるものの、四日市市には7,700人近くの外国人が在住されており、地域で生活していくなかで身近に接する機会も多くなっています。外国人市民との交流・情報交

外国人市民数の推移



資料: 四日市市『数字で見た四日市市の姿(統計資料編)』(平成25年版)

換により、互いの文化や習慣のちがいを理解しあい、ともに地域における男女共同参画を進めることが大切です。また、男女共同参画は、国際社会における動きと密接な関連があり、世界の動きとの協調も必要です。

## 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 32(2020)年度 目標値
ふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等参加人数	548人	600人

## 施策の方向

### 、多文化共生における男女共同参画の推進

多様な文化や価値観への理解を深め、市民、地域、民間団体等と連携して、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

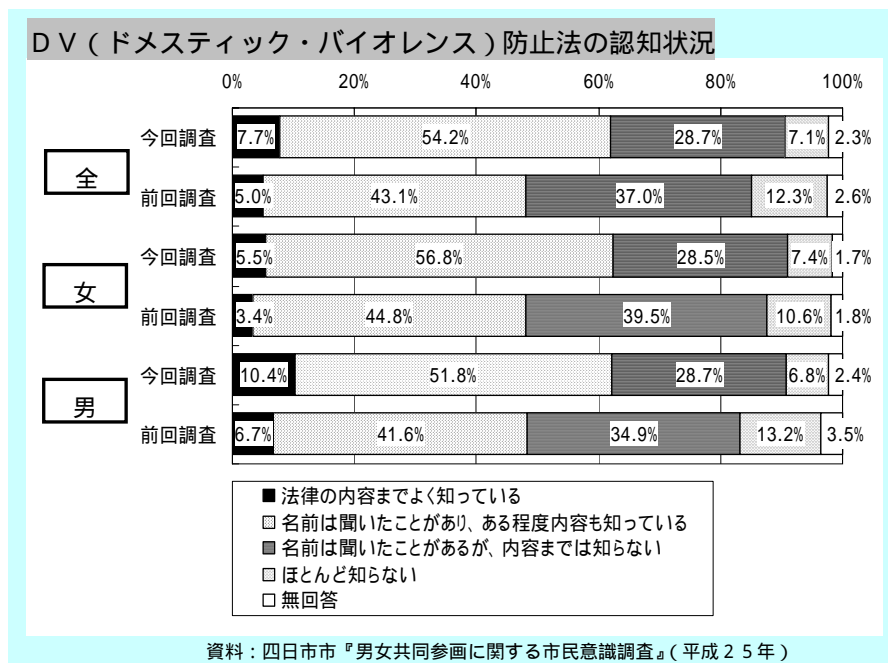
推進施策	実施事業	担当部署
在住外国人女性への支援	外国人市民への情報提供 NPO やボランティアの育成や支援 関係機関との連携(男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等) 外国人市民向けの相談体制の充実	市民生活課 (多文化共生推進室)
在住外国人女性の地域社会への参画促進	地域活動への参加促進のための外国人市民リーダーの発掘や養成、ふれあい交流事業や生活講座の実施 共助の理解促進のための防災セミナー等の実施	市民生活課 (多文化共生推進室)

### 3 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり (四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)

#### (1) DVを許さない意識づくり

##### 現状・課題

平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)の認知状況は、平成25(2013)年調査では、「内容をある程度以上知っている」人は60%を超え、徐々に認知は進んでいると言えます。暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であると言えます。また、家庭での暴力は子どもにも重大な影響を与えます。暴力を直接受けることはもとより、両親のDVを見て生活すること自体も子どもにとっては心理的虐待となります。人権尊重の観点からも、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりに向け、家庭や地域、学校などのあらゆる場で、男女共同参画についてわかりやすく、身近なものに感じるように継続して啓発していくことが必要です。



##### 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 32(2020)年度 目標値
DV防止講演会の参加者数	34人	100人

## 施策の方向

### 、DV防止の啓発

男女が互いの人権を尊重し、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、あらゆる機会をとらえて、世代・男女を問わず、DVについて、また、ジェンダーの視点や男女共同参画についてわかりやすく、必要な情報を伝えていきます。

推進施策	実施事業	担当部署
男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進 (再掲 基本目標 1 - (1) - )	DV 防止講演会の開催 講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 市民グループ（団体）との協働による講座の開催 情報紙はもりあの発行	男女共同参画課
男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知 (再掲 基本目標 1 - (1) - )	市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 パンフレット、相談窓口案内カードの配布	男女共同参画課
	市広報やホームページ等での周知	市民生活課
DVが子どもに与える影響についての理解促進 (再掲 基本目標 1 - (1) - )	出前講座の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課
	DVに関する啓発パンフレットの配布	男女共同参画課
	啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目前でのDVが児童虐待にあたることを啓発	こども保健福祉課
	保育園・幼稚園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	保育幼稚園課
	家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 (青少年育成室) 人権・同和教育課

### 、若年層へのDV予防・人権教育（再掲 基本目標 1 - (2) - ）

DVをはじめとするあらゆる暴力を排除するために、保育園・幼稚園から高等教育機関まで、子どもにかかわるすべての場面で、発達・学習の段階にあわせた内容で、男女共同参画の理念やジェンダーについて学ぶとともに、あらゆる暴力を許さない意識の啓発を行っていきます。

推進施策	実施事業	担当部署
デートDVなどの暴力防止のための教育の推進 (再掲 基本目標 1-(2)- )	家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 (青少年育成室) 人権・同和教育課
	中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV 予防出前講座の実施 デートDV防止パンフレットの配布	男女共同参画課
あらゆる暴力を許さない意識の啓発 (再掲 基本目標 1-(2)- )	保育園、幼稚園、小学校等への人権・ジェンダーの視点を養うための出前講座の実施	男女共同参画課
	人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	人権センター
命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発 (再掲 基本目標 1-(2)- )	性に関する相談の実施	男女共同参画課
	性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) 教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、 様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を 全中学校へかける	指導課
	保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	こども保健福祉課
	「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	こども未来課 (青少年育成室)
自尊感情を育てる教育の推進 (再掲 基本目標 1-(2)- )	保育園・幼稚園における人権保育・人権教育の中での取り組みの推進	保育幼稚園課
	H26 年度配布の「私たちの道徳(文科省)」を活用し、自尊感情を育む授業実践を行う	指導課
	啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	人権・同和教育課
	家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 (青少年育成室)
青少年の健全育成を阻害する環境の改善 (再掲 基本目標 1-(2)- )	インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 出前講座(e-ネット安心講座)の実施	こども未来課 (青少年育成室)

## (2) 安心して相談できる体制づくり

### 現状・課題

男女共同参画センターの女性相談の現状を相談の実人数からみてみますと、全体として毎年度400人前後、平成25(2013)年度には600人を超える方からの相談があり、そのうちDVを主訴とするものは140人を超えており、約4人に1人がDVの相談者となっています。延べ件数でみてみますと、平成25(2013)年度は3,594件の相談があり、うち2,278件がDVを主訴とする相談となっており、相談全体の約63%を占めています。

しかしながら、平成23(2011)年度実施のDVに関する市民意識調査では、DV行為を受けた経験のある人のうち、59.1%の人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」という結果が出ています。また、相談した人のうち15.7%が「友人・知人」に相談しており、公的機関に相談した人はわずか1.6%でした。

DV被害を受けた人が相談しやすい身近な相談窓口と、そしてDV被害を受けた人に安心と十分な支援が提供できる体制の充実と強化が必要です。

男女共同参画センター 女性相談等の現状

年度(平成)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
相談件数	1,405	1,537	1,796	2,146	1,957	2,434	3,763	3,594	(件)
(実人数)	418	389	417	399	400	639	559	646	(人)
DV件数	236	350	522	1,328	1,121	869	2,438	2,278	(件)
(実人数)	79	62	149	190	159	107	129	147	(人)

平成22年度までは相談員2名体制、平成23年度より3名体制

### 【目標指標】

項目	平成25(2013)年度 基準値・実績値	平成32(2020)年度 目標値
婦人相談員の外部研修派遣回数	23回	36回

### 施策の方向

#### 、相談体制の充実

相談を通じて、必要な支援施策を情報提供することで解決につながる事案もあれば、支援を受けるための手続きや専門家による相談など次の支援への円滑な移行を促したり、同行支援や警察等の保護を迅速に行う必要のある重篤な事案もあります。また、女性だけでなく、男性からの相談も適切に対応できる体制づくりが必要です。このため、県の配偶者暴力支援センターとの役割分担を明確にしつつ、相談体制の充実と機能の強化を図ります。



推進施策	実施事業	担当部署
早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり	市の広報媒体での情報提供の他、民間のメディアの活用を進める 相談カードの女性用トイレ等への設置の拡大	男女共同参画課
	市の広報媒体での情報提供を進める	人権センター
相談体制の充実	女性相談員の相談の充実 男性向け相談の実施	男女共同参画課
専門家による相談の充実	弁護士による法律相談の実施 臨床心理士による相談の実施	男女共同参画課
	精神科医師等による精神保健相談の実施	保健予防課
ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化	県内のDV相談担当部署、施設との連携 四日市地域DV防止会議への参加 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	男女共同参画課
	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 県内のDV相談担当部署、施設との連携	こども保健福祉課
	人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実	人権センター
健康相談・情報提供の充実	成人健康相談の実施	健康づくり課

### 、外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実

DV被害者が外国人や障害者、高齢者等の場合、行政の支援策等の情報が届きにくかったり、言葉等コミュニケーションの問題から、十分に意思が伝わらずに適切な相談や支援が受けられないことが考えられます。外国人、障害者等で必要な情報が届きにくい方々についてはコミュニケーション上の障壁をなくして情報収集・相談等ができるよう、通訳（外国語・日本語間の通訳、手話通訳など）や翻訳資料（外国語・日本語間の通訳、点訳・音訳など）などの体制の整備を進めます。

また、外国人、障害者、高齢者等に対し、身近な立場で支援活動を行っている諸団体・関係者への情報提供、連携強化を進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実	外国語版のDV防止パンフ、相談機関一覧等の作成、配布	男女共同参画課
	相談時の外国語通訳、手話通訳・要約筆記者の派遣	市民生活課 (多文化共生推進室) 障害福祉課
	高齢者に関する総合相談機関一覧等の作成、配布	介護・高齢福祉課

推進施策	実施事業	担当部署
関係者への情報提供、 連携強化	関係職員に対する研修の実施	男女共同参画課
	国際交流センター、多文化共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	市民生活課 (多文化共生推進室) 障害福祉課 介護・高齢福祉課
NPOやボランティア の育成や支援	市民活動の場(なや学習センター、市民活動センター)の提供等による支援	市民生活課

### 、相談員の資質向上と相談員に対する支援

DVに関する相談や支援に携わる相談員は、被害者に寄り添う一方で、深刻な課題に継続的な緊張のなかで対処しています。また、単に暴力があったというだけでなく、様々な社会的背景が密接に絡んだ問題であるため、自らの行う相談援助が適切なものであるかどうか常に意識しながら取り組んでいます。

相談員自身の資質向上はもちろんですが、相談員自身がひとりで問題を抱え込み、組織内や関係機関とのあいだで孤立してしまったり疲弊してしまうことがないよう、組織として相談員を支援できる体制を強化します。

推進施策	実施事業	担当部署
相談員に対する指導・助言の充実	熟練した指導者による相談員に対する指導、助言の実施	男女共同参画課
庁内・外の組織的な連携体制の強化	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	こども保健福祉課 男女共同参画課
	相談内容に沿った連携マニュアルの作成 県婦人相談連絡協議会への参画	男女共同参画課
	人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実	人権センター
研修の充実	相談員の資質向上のための外部研修派遣	男女共同参画課 こども保健福祉課
	人権相談体制強化事業の実施	人権センター

### 、苦情受付についての周知

DV被害者への支援は、被害者自身の意思を尊重し、その気持ちに寄り添いながら必要な支援が行われるよう努めていますが、二次被害や想定外の事態が起こらないとは限りません。

市民、とりわけ当事者に、男女共同参画センターへ苦情を申し出ることができることの周知を図ります。

また、当事者などから苦情の申出がなされた場合には、一定のルールに沿って適切かつ迅速に対応し、業務の改善に反映するとともに当事者などへの説明責任を果たしていきます。

推進施策	実施事業	担当部署
苦情相談窓口の周知	相談者に対し、相談により二次被害を受けた場合に相談できる苦情窓口の説明を図る	男女共同参画課
人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多角的な相談・苦情受付体制の周知	国・県・市、及び民間の相談機関等人権に関わる相談機関の一覧の作成及び周知	人権センター

### (3) 被害者等の保護充実と加害者対策

#### 現状・課題

四日市市では、DVによって緊急の安全確保・一時保護を必要とする被害者に対し、警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し対応しています。またDVやストーカーの加害者が被害者の所在を追求する可能性がある場合、住民基本台帳等の閲覧制限の手続きに必要な意見書の発行及び必要に応じて手続きの同行支援を行っています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)による保護命令の発令件数は、毎年度数件あり、一時保護は10件前後で推移しています。DV被害者の安全を確保するためには、さまざまな関係機関が支援することや関係機関同士の迅速な連携が重要であり、常日頃からの連携体制の構築が必要です。

DV被害者の保護とともに、加害者対策も進めていく必要があります。しかしながら加害者への直接的な措置は、現行法のもとでは警察、司法のちからを用いて行われるため、これらの関係機関との一層の連携や情報共有が必要です。

#### 男女共同参画センター 一時保護等の現状

年度(平成)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
一時保護	5	9	13	13	13	10	14	10	(件)
保護命令	4	2	5	9	3	3	8	3	(件)

#### 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 32(2020)年度 目標値
四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催数 (部会、研修会、ケース検討会議等含む)	100回	120回

## 施策の方向

### 、被害者の早期発見

DVは、家庭内など閉鎖的な空間で行われることが多く、外部から発見することが困難です。また、被害者は加害者からの報復を恐れて、相談機関へ相談することを躊躇することもあります。事態の深刻化を防ぐためには、DV被害者を早期発見することがたいへん重要です。日常の医療関係者の方々の業務や民生委員・児童委員などの活動の中で、DV被害者を発見できる可能性が高いと考えられ、これらの方々には男女共同参画センターへ情報提供することや、DV被害者へ相談を勧めることが求められます。

このことから、DV被害者を発見しやすい立場にいる人に、DVに関する情報提供や相談窓口の周知等を図ります。また、日常の中で、DVの兆候に気づくことができ、実務に即して具体的な行動を起こしやすい仕組みづくりを進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
関係者の研修と連携体制の充実（医療関係者、警察、消防（救急）、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者、電気・ガス・水道等のライフライン事業者や配達事業者など）	関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課
	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	男女共同参画課 こども保健福祉課
	日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	保育幼稚園課 こども未来課（青少年育成室） 健康福祉課 障害福祉課 介護・高齢福祉課 保護課 保健予防課 指導課 教育支援課 人権・同和教育課 消防本部

### 、緊急時における被害者の安全確保

DVによって緊急の安全確保・一時保護等を必要とするケースが、近年、一定数発生し続けています。平成25(2013)年度において、男女共同参画センターが一時保護を行ったのは、10件30人となっています。危険が急迫しているケース、相談時には暴力的行為の心配がなくてもDVが常態となっているケース、さらには子どもが身体的・心理的な暴力の対象となっているケース（児童虐待）もあります。

警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し、被害者本人や子どもなど当事者の当面の安全を確保できる体制を強化します。また、迅速に安全を確保するため、市内の社会資源を活用し緊急時に一時避難できる体制を整えます。

推進施策	実施事業	担当部署
相談施設の安全管理	加害者が来館した場合の対応マニュアルの作成 警察との連携強化 職員体制の充実	男女共同参画課
緊急時における一時避難場所の確保	緊急避難支援事業による一時避難所の提供	男女共同参画課
被害者に対する心理的ケアの充実	臨床心理士相談の実施	男女共同参画課
関係機関との連携による迅速な支援（一時保護・施設入所など）	県内関連施設（児童、高齢者、障害者のための施設を含む）及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	男女共同参画課 こども保健福祉課 障害福祉課 介護・高齢福祉課 保護課 保健予防課
保護命令申立て手続きの支援	警察及び裁判所との連携強化を図る 必要に応じて、加害者との接触を防ぐため、婦人相談員による同行支援、代理申請等を行う	男女共同参画課

#### 、加害者対策

D Vの加害者に対し、その行動に一定の制限を加えなければならない事案も、近年、一定数発生し続けています。平成25(2013)年度において、男女共同参画センターが支援したD V防止法に基づく保護命令の発令件数は、3件となっています。

加害者に対する直接的な措置（保護命令制度）は、現行法のもとでは警察、司法のちからを用いて行われます。そのため、被害者の安全確保・自立支援に携わる関係部署・機関・団体は迅速な支援に向けた一層の連携や情報管理が求められます。

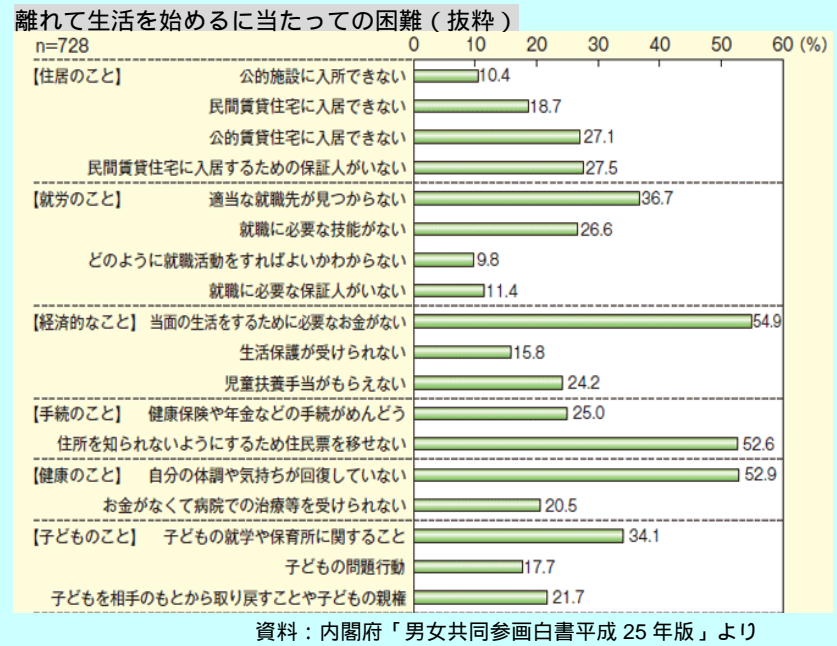
現在、加害者の更生に向けたプログラムに関する研究は、まだ開発途上にありますが、効果的な対策を本市でも実践できるよう、情報の収集及び国、県等関係機関への働きかけを行うと共に、実施団体等の育成・支援に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
D Vの状況に応じた加害者向けプログラムの研究（開発・研修への要望、情報収集）	国、県等の加害者更生プログラム調査研究の進捗状況及び有効性の把握	男女共同参画課

## (4) 被害者等の生活安定と自立支援

### 現状・課題

内閣府の資料にあるように、DV被害者において、住宅、就労、経済的、本人・子どもの健康、子どもを取り巻く環境等、生活再建に当たって困っている課題は、多岐に渡っています。新しい生活環境になじめない、相談できる人がまわりにいない、必要な情報が入手しにくい等の悩みがあります。後々まで見守ってほしい、経験者の話を聞く場がほしいといった希望もあります。自立のためには、当面の生活支援と共に継続的な支援も必要です。



### 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 32(2020)年度 目標値
自己尊重講座（被害者支援のための講座）の受講者数（累計）	54人 （H24～H25の累計）	180人 （H27～H32の累計）

### 施策の方向

#### 、生活安定と自立促進

平成 23(2011)年度実施のDVに関する市民意識調査によると、DVを受けた経験のある人のうち、暴力的行為を受けた後に、相手（配偶者）と「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人は、少なくありません。その理由として、「子どもによくない」「経済的に不安」など、配偶者と別れて自立生活を始めることへの不安が挙げられています。

DVから避難した後の被害者の生活支援にあたっては、不安と向き合いつつも自信をもって安定的に暮らせるよう、全面的なサポートが必要です。DV被害者が安心して生活できる住宅の確保から、就業に向けた支援、各種手当、医療保険、年金をはじめとする現在及び将来の生計の支えとなる各種の経済的支援策の活用等、制度利用の支援に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
生活の場の確保	施設入所支援	男女共同参画課 こども保健福祉課 介護・高齢福祉課 障害福祉課 保護課
	加害者から身を守るため、他管内への避難支援	男女共同参画課 こども保健福祉課
	民間アパートへ入居支援	男女共同参画課 保護課
	DV被害者の市営住宅への優先入居 母子家庭・父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	市営住宅課
就労支援の充実	ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	商業勤労課 保護課
	ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施	男女共同参画課
	労働相談機関の情報提供 関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	商業勤労課
	母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	こども保健福祉課
心理的支援の充実	相談員による継続的な支援の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課
	臨床心理士相談の実施 心理的支援を実施するNPO及び自助グループに対する支援	男女共同参画課
自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布（児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等）	こども保健福祉課 男女共同参画課
	福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	保護課 介護・高齢福祉課 保険年金課 市営住宅課 教育総務課 男女共同参画課

### 、当事者の子どもに対する支援

平成23(2011)年度実施のDVに関する市民意識調査によると、DVを受けた経験のある人のうち約4分の1が、その際に18歳未満の子どもがその場にいたと回答しています。

その子が同じような行為を受けていたり、親（DVの被害者と加害者）の「顔をうかがうようになった」「暴力を振るう親をこわがるようになった」ほか、「イライラして落ち着きがなくなった」「暴力を振るい続ける（振るわれ続ける）親を憎むようになった」などの心理的な課題も多く発生しています。

子どもを同伴する被害者の自立を図るうえでも重要な課題である子どもの保育・就学等が、安心して行われるよう福祉、教育等関係機関との連携を強化します。また、児童相談所や福祉・保健関係所属、保育園・学校等と連携して、子どもに対する心理的ケアの充実を図ると共に、子どもの養育環境について継続的に見守り、必要に応じた支援を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
保育・就学等の支援	DV避難による転園、転校時の手続き支援	こども保健福祉課 保育幼稚園課 学校教育課
継続した心理的ケア	保健師等による自宅訪問の実施（乳幼児のいる世帯）	こども保健福祉課
	児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における情報の共有化	こども保健福祉課 保育幼稚園課 指導課 教育支援課
	スクールカウンセラー等専門家による継続的なカウンセリングの実施	指導課 教育支援課
養育についての継続的な支援	保健師等による自宅訪問の実施（乳幼児のいる世帯）	こども保健福祉課
	児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における子どもの状況把握と情報の共有化	こども保健福祉課 保育幼稚園課 保護課
	必要に応じた子どもの保護（入所措置）の実施	こども保健福祉課

#### 、情報提供・管理の充実強化

被害者の安全確保から生活安定と自立までのプロセスでは、多数の関係部署・機関・団体の支援を要します。これらの連携を図る際には、被害者に関する情報をやりとりする必要があります。これらの情報が適切に取り扱われ、多数の手続きを円滑に行うことができるような体制づくりに努めます。

また、加害者が被害者の所在を追及する可能性もあり、すでに実施している住民基本台帳等の閲覧制限だけでなく、被害者および同伴する子どもの安全確保のための情報管理を適正に行う仕組みの整備に努めます。



推進施策	実施事業	担当部署
被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり	被害者の負担軽減のための情報共有及び連携強化	男女共同参画課 こども保健福祉課 保育幼稚園課 保護課 障害福祉課 介護・高齢福祉課 保険年金課 市民課 学校教育課 指導課 市営住宅課 市民税課
被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理	住民基本台帳等の閲覧制限の実施	市民課 市民税課 資産税課 収納推進課 保険年金課 市営住宅課 生活環境課
	手続きの同行支援の実施	男女共同参画課
	保育園・幼稚園及び学校におけるDV被害者等に関する情報を適切に管理する	保育幼稚園課 指導課 学校教育課

### 、長期に及ぶ継続的な支援

本プランに掲げる取り組みを進める際に、特に重要な課題は、被害者やその子どもに対する途切れのない迅速な支援が当事者の意思を踏まえて行われ、かつ、(加害者の更生が図られることが本来は求められますが、それが難しいならば)加害者と距離を置いたかたちで行われていくことです。また、被害女性の聞き取り調査からは、避難後もトラウマを抱えたり、新しい環境への不安も大きくあったりすることから、特に精神的なサポートを望む声が多く聞かれました。被害者が心身ともに安定した自立生活が送れるよう、特に精神的なサポートが継続的に実施できるような体制づくりに努めます。

そのため、拠点施設となる男女共同参画センターの機能強化を図りつつ、庁内関係部署の組織的な体制を確保し、国・県の関係機関や、市民・事業者・NPO等との連携を図ります。

推進施策	実施事業	担当部署
継続的な支援の実施	女性相談機能の強化(専門相談の充実、被害者支援のための講座等の開催)	男女共同参画課

推進施策	実施事業	担当部署
庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化	長期に及ぶ継続的な支援の必要性についての研修、啓発	男女共同参画課 職員研修所
	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における研修及び連携の強化	男女共同参画課 こども保健福祉課
	人権にかかる相談ネットワーク会による連携の強化	人権センター
関係機関、専門的支援団体との連携	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における連携強化 NPO等被害者支援団体との情報交換、連携	男女共同参画課

## 4 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

### (1) 自立のための支援

#### 現状・課題

単身世帯やひとり親家庭の増加など家族のあり方も多様化し、雇用・就業構造の変化、近年の厳しい経済・雇用情勢の中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。また、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が貧困率が高く、特にひとり親家庭で高いという特徴があります。また、女性の中には、性別による固定的な役割分担意識や男女の経済的な格差などに基づく上下関係などに根ざした構造的な問題を抱えた人も多く、このような生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭や生活上の困難に直面する人々を支援する必要があります。

#### ひとり親家庭の主要統計データ（平成23年全国母子世帯等調査の概要）

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯（推計値）。
- 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

（出典）平成23年度全国母子世帯等調査

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。（平成22年国勢調査）

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

#### 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 32(2020)年度 目標値
就労支援のための講座受講者数	135人	150人

#### 施策の方向

##### 、単身女性・ひとり親家庭等の生活上の困難に対する支援

女性が自分のライフスタイルにあった働き方をするために、また、様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の就労支援のための講座開催や、自立生活に向けた必要な情報の収集と提供を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
生活の場の確保 (再掲 基本目標 3 - (4) - )	施設入所支援	男女共同参画課 こども保健福祉課 介護・高齢福祉課 障害福祉課 保護課
	民間アパートへ入居支援	男女共同参画課 保護課
	DV被害者の市営住宅への優先入居 母子家庭・父子家庭に対する市営住宅定期募集 抽選時の優先抽選	市営住宅課
就労支援の充実 (再掲 基本目標 3 - (4) - )	ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連 携した求人等の情報提供	商業勤労課 保護課
	ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重 県と連携し、情報提供及び講座の実施	男女共同参画課
	労働相談機関の情報提供 関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助 成金の周知、啓発による資格取得の支援	商業勤労課
	母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座 など就労支援のための講座	こども保健福祉課

#### 、自らの生き方を選択し自立するための支援

性別による固定的な役割分担意識などに根ざした構造的な問題を抱えた女性からの相談を十分に受けられるよう、相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関との密な連携のもと支援を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
自立生活に向けた必要 な情報の収集と提供 (再掲 基本目標 3 - (4) - )	ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布（児童 扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡 婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等）	こども保健福祉課 男女共同参画課
	福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報 を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく 提供する	保護課 介護・高齢福祉課 保険年金課 市営住宅課 教育総務課 男女共同参画課
相談体制の充実 (再掲 基本目標 3 - (2) - )	女性相談員の相談の充実 男性向け相談の実施	男女共同参画課

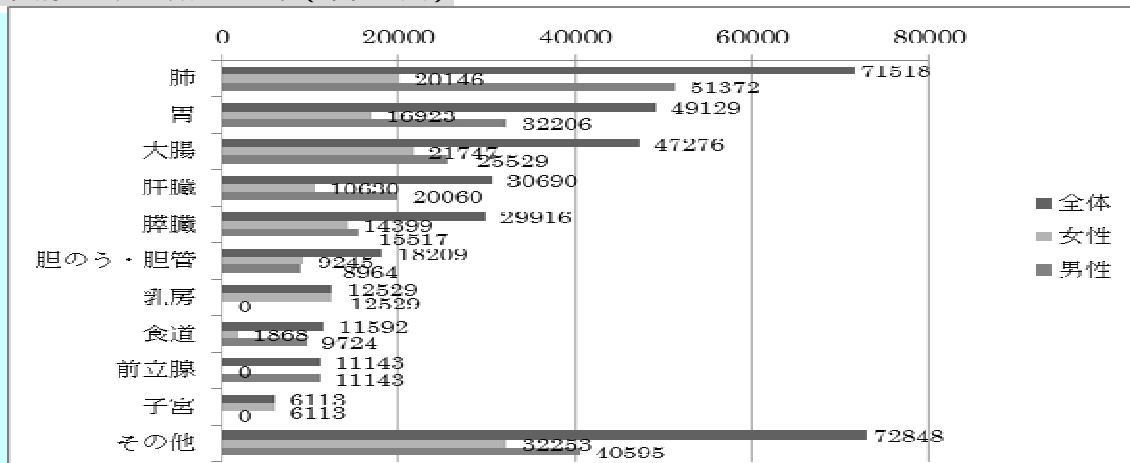
推進施策	実施事業	担当部署
心理的支援の充実 (再掲 基本目標 3 - (4) - )	相談員による継続的な支援の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課
	臨床心理士相談の実施 心理的支援を実施するNPO及び自助グループに 対する支援	男女共同参画課

## (2) 生涯を通じた心と体の健康づくり

### 現状・課題

男女がともに責任も担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会を築くためには、市民一人ひとりの主体的な健康の管理・保持・増進が必要であり、身体とともメンタルヘルスも重要です。また、男女の違いによる健康上の違いがあることをお互いが十分に理解する必要があります。特に女性は、妊娠・出産を担う機能を備えていることから、自分自身の身体に関する正しい知識を深めること、また、妊娠・出産を含めた自身の健康に関して、自己選択・決定する権利があるということを正しく認識することが重要です。

部位別がん死亡数 2012年(単位:人)



出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

三重県における人工妊娠中絶件数(単位:人)

	総数	15歳未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上
H24	2,692	10	14	52	65	79	93	539	566	1,045	229	-
H23	2,874	7	23	35	58	75	83	516	558	1,237	282	-
H22	3,451	10	13	54	63	99	104	705	704	1,372	327	-

厚生労働省「衛生行政報告例」(H22~H24)

## 【目標指標】

項目	平成 25(2013)年度 基準値・実績値	平成 32(2020)年度 目標値
子宮頸がん検診受診率	36.0%	45.0%

## 施策の方向

### 、生涯を通じた男女の健康づくり

生涯を通じた男女の健康づくりには、生活習慣病予防や介護予防、健康診査や各種がん検診等の受診、健康相談や健康に関する情報の提供が必要です。市民一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
各種健（検）診・予防接種の充実	胃がん、子宮頸がん等各種健（検）診（成人）の実施 高齢者のインフルエンザワクチン等各種予防接種（成人）の実施	健康づくり課
生活習慣病予防、介護予防講座の充実	各種生活習慣病予防講座、介護予防講座の実施 がん予防、介護予防等をテーマとした出前講座の実施	健康づくり課
健康相談・情報提供の充実	成人健康相談の実施 食や運動など健康づくりに関する情報の発信、提供の実施	健康づくり課
女性医師・女性技師の人材確保	女性医師に加え、女性技師（放射線技師等）の人材確保に努める	市立四日市病院 総務課
性に関する情報の提供 と性教育の推進	性教育の実施（HIV、性感染症予防を含む） 教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、 様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階 に応じた適切な性に関する指導の継続 保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を 全中学校へかける	指導課
	関係機関からの性に関する研修会の案内及び情報 提供を各学校へ行う	学校教育課
	家庭教育講座等保護者向け講座の実施	こども未来課 （青少年育成室） 人権・同和教育課

推進施策	実施事業	担当部署
性別に関係なくスポーツに取り組むことができる環境の提供	男女に関係なく競技力向上から健康増進まで多様な目的に合わせたスポーツ教室の開催	スポーツ課

### 、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり

生涯を通じた女性の健康の保持・増進のため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行います。また、妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施 妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	こども保健福祉課
	未成年に対するデートDV 予防教育出前講座の実施	男女共同参画課
妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の実施 育児相談、育児学級の実施 妊産婦、乳幼児訪問指導の実施 妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	こども保健福祉課
子どもの生活リズム向上のための取組の推進	推進委員会における幼稚園・保育園・小中学校のモデル校園での実践活動の実施 講演会等による保護者への啓発	こども未来課 (青少年育成室)
喫煙防止のための啓発・指導	喫煙や飲酒等の健康被害に関する正確な情報の提供 未成年者への喫煙等防止の指導	こども未来課 (青少年育成室)
企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	妊婦健康相談の実施（母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発）	こども保健福祉課
専門家による相談の充実 (再掲 基本目標 3 - (2) - )	精神科医師等による精神保健相談の実施	保健予防課
ライフステージに応じた情報提供	更年期講座等の実施	男女共同参画課

## 5 . 今後充実強化を進める項目

### ( 1 ) 配偶者等からの暴力防止・相談体制を充実する

- 1 . 固定的役割分担意識を解消し、幼少期からジェンダーの視点を持って物事を判断できるようにするために、また、圧倒的に女性が多いDV被害を防止し、次の世代へのDVをはじめとするあらゆる暴力の連鎖を断ち切るためにも、若年層への男女平等教育やDV予防教育を行っていきます。
- 2 . DV相談を含む女性相談のワンストップ窓口となっている、男女共同参画センターの相談体制を充実し、DV被害者の保護ときめ細かな継続支援を行います。

### ( 2 ) 地域社会づくりへの男女共同参画を推進する

- 1 . 市民の日常の暮らしの場である地域社会をつくる場に、男女共同参画の視点を取り入れるため、防災の観点から進めているセミナーを、市内全域に広がるように働きかけていきます。
- 2 . 各地区で、女性のエンパワメントの講座企画や、地域団体に女性が参画できるための働きかけを行います。

### ( 3 ) 男女共同参画の学習機会を提供する

- 1 . 「初めての台所」として初心者男性に対しての料理教室や、子育てに関する講座を行っていますが、ステップアップ料理教室など、男性の家事参画や育児参画を促す講座開催をより一層進め、男性にとっての男女共同参画を推進します。
- 2 . 子ども向けのジェンダーについて正しく理解するための講座である「夏休みこどもさんかくカレッジ」に加え、さらにジェンダーについて考える機会を増やし、充実していきます。
- 3 . 市民グループ(団体)との協働による講座開催などを充実していきます。

### ( 4 ) 四日市市役所における男女共同参画を推進する

- 1 . 市の政策・方針決定過程へ男女ともに参画できるように、審議会等の女性委員比率について、40～60%となるように事前協議の徹底などに取り組むとともに、女性職員の管理職登用についても、意識改革も含めて、一層取り組みを進めます。
- 2 . 育児休業取得該当職員に対して、所属長による面接ヒアリングを行うなど、市役所が率先して父親の子育て参画を推進します。



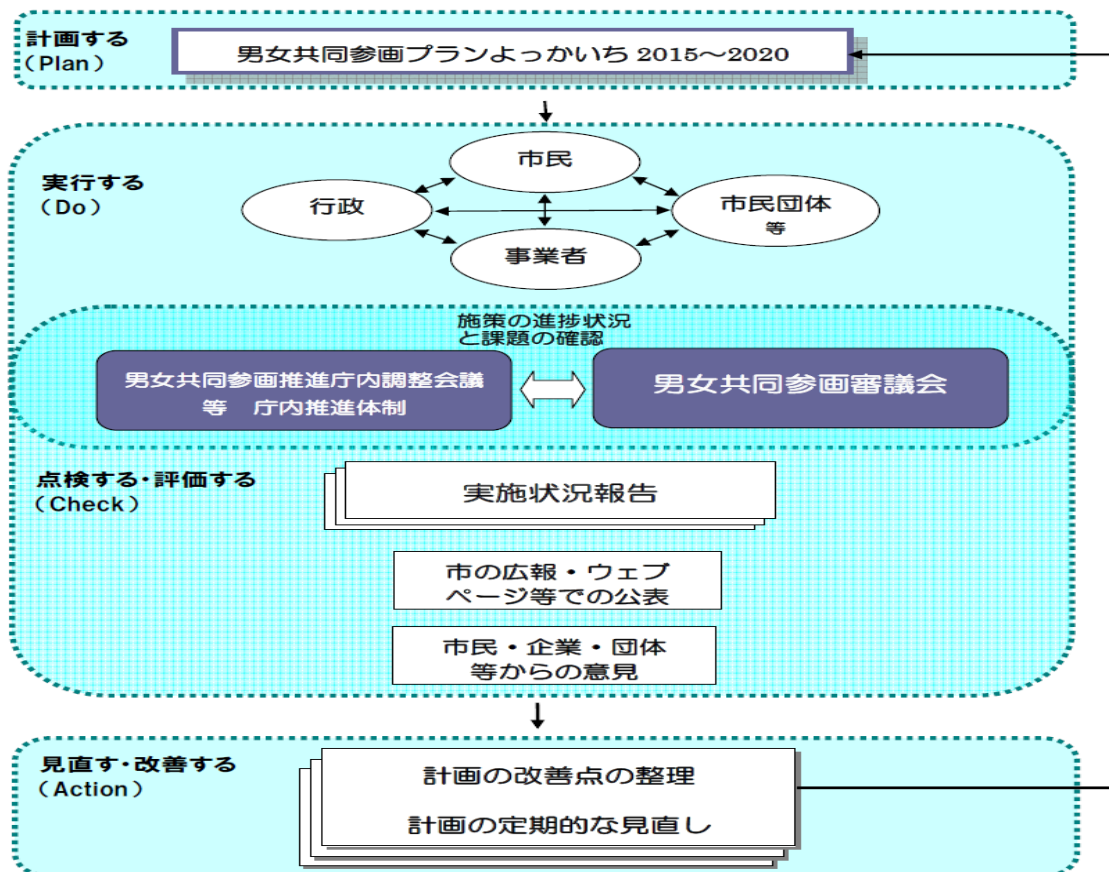
## ■ 第4章 プランの推進にあたって ■

# 1 推進体制

## (1) 進捗状況の評価と公表

このプランにおける施策の進捗状況や評価については、毎年度、四日市市男女共同参画推進条例第9条に基づき、報告書を作成し、公表します。なお、評価につきましては、毎年度施策実施する各課が作成し、男女共同参画課が報告書として取りまとめ、男女共同参画審議会および男女共同参画推進庁内調整会議にて検証します。また、重点課題を設定した指標による進捗状況および評価結果とともに本市ホームページ等により市民へ公表します。なお、その評価結果については、事業計画に反映するとともに、中間見直し時点には市民意識調査を行い、このプランの見直しに反映するように努めることとします。

### 男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 推進体制フロー

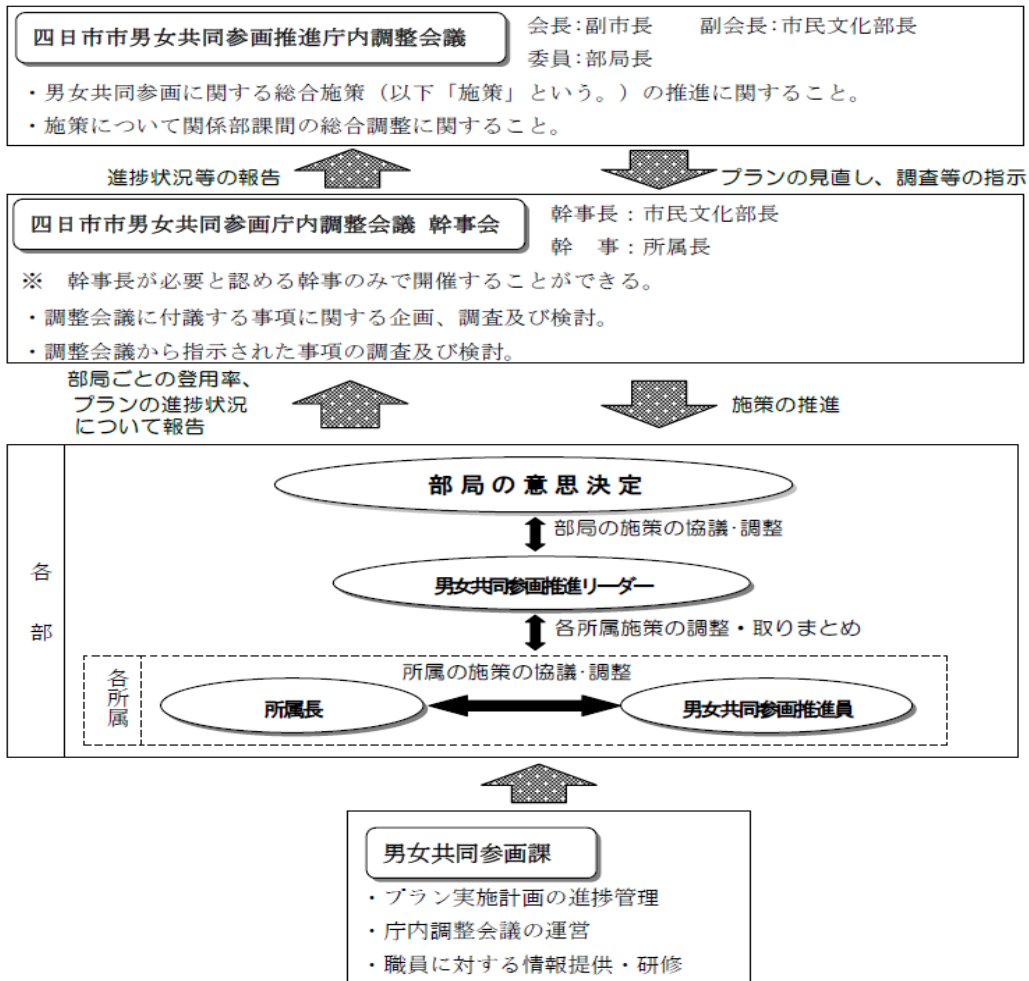


## (2) 庁内推進体制の充実

本市における男女共同参画社会の形成に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、四日市市男女共同参画推進庁内調整会議を開催し、全庁的に男女共同参画施策を推進します。

また、本市職員すべてが男女共同参画意識を、男女共同参画を推進するのはすべての職員の役割であることの認識を持たせるために、男女共同参画推進リーダーや男女共同参画推進員を中心に、年間2回以上の研修を行います。

## 庁内推進体制フロー図



### (3) 男女共同参画推進に向けた協働・連携

男女共同参画社会の実現は、市の施策だけでは解決できない課題もあります。四日市市男女共同参画推進条例にもあるように、市民及び事業者、市民団体等との協働のもと取り組みを進めていくとともに、国や県、関係機関等とも連携を図っていきます。

また、DV被害者の保護や支援については、県や関係機関、警察等としっかり連携をとりながら被害者の安全を確保し、自立に向けた支援を行っていきます。

## 2 目標指標及び参考指標一覧

### 【目標指標】

基本目標	重点課題	項目	H25実績値	H32目標値	指標説明
1 男女共同参画社会実現のための意識づくり	(1) 市民意識の広がり	さんかくカレッジ講座参加者のうち、男女共同参画を理解した人の割合 (理解した人/アンケート数)	67%	80%	啓発により市民意識を高めるために、さんかくカレッジ等の講座を開催しており、その参加者アンケートから男女共同参画を理解した人の割合を指標とした。目標については、講座に参加した人のうち、理解した人が現状では6割ほどであるため、理解した人を今以上に増やすこととし80%と設定した。 (H24:66%)
	(2) 次代を担う子どもへの学校等における教育	男女平等教育の出前講座開催数	66回	90回	男女平等について学ぶ有効な一つの手段として、男女共同参画課が学校等へ行っている男女平等教育の出前講座の開催数を指標とした。目標については、市内のすべての公立の幼稚園、保育園、小学校の2/3程度で人権擁護委員の協力のもと行い、中学校については1/2程度、それ以外(私立、高校、大学)については1/3程度で講座を開催することとして、90回を設定した。
2 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進	(1) 女性の政策・方針決定過程への参画	審議会等の女性委員比率	32.2%	40%以上 60%以下	女性の政策方針決定過程への参画を高めるために、市民が参加する審議会等の女性委員比率を指標とした。目標については、一方の性が40%より少なくならないように設定した。
		市の管理職(課長級以上)の女性割合	16.6%	25%	市の組織内部において政策方針決定の場で女性の参画を進めるため、市の管理職(課長級以上)の女性割合を指標とした。目標については、過去5年の上昇幅(5.2)を上回る上昇(8.0)となるよう、女性割合の目標を25%と設定した。 (H21:11.8%、H26:17.0%)

基本目標	重点課題	項目	H25実績値	H32目標値	指標説明
2 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進	(2) 男性の家事・育児・介護等への参画	市職員における男性の育児休業取得人数（累計）	5人 (H20~H25)	12人 (H27~H32)	男性の家事・育児・介護等参画を促す社会環境づくりを進めていくため、市として率先して男性の育児休業取得促進を行うこととし、市職員における男性の育児休業取得人数を指標とした。目標については、過去5年間の男性の育児休業取得人数が5人であったのを倍増し、6年間で12人にする設定とした。
	(3) ワーク・ライフ・バランスの促進	男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数（累計）	6社	15社	ワーク・ライフ・バランスを促進するには、企業や事業所における育児・介護休業制度等の整備や取得しやすい環境づくりが必要であることから、そうした環境づくりを行っている企業（男女がいきいきと働き続けられる企業）の表彰の数を指標とした。目標については、平成21年度から平成25年度までの企業表彰数6社（累計）であるのを、目標年度には2倍以上の15社（累計：再受彰除く）と設定した。
	(4) 画の推進 地域社会での男女共同参画	男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座の実施（目標年度：平成29年度）	4/24 地区	24/24 地区	東日本大震災の教訓から、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座の実施を指標とした。目標については、平成29年度までに全ての地区（地区市民センター管内及び楠総合支所管内の24地区）にて実施することと設定した。
	(5) 参画 国際化に対応した男女共同参画	ふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等参加人数	548人	600人	市内には多くの外国人が在住し、男女共同参画を含めた、互いの文化や習慣の違いなどを理解しあう必要があることから、外国人市民と交流の機会をもつふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等の参加人数を指標とした。目標については、ここ数年の参加人数が500人程であり、実績値以上の目標とするという考えのもと設定した。(H24:519人)


基本目標	重点課題	項目	H25実績値	H32目標値	指標説明
3 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり	(1) DVを許さない意識づくり	DV防止講演会の参加者数	34人	100人	DVについて、より多くの人々の理解、関心を得、社会の中での認識を広める必要があることから、DV防止のための講演会の参加者数を指標とした。目標については、積極的に周知を行い、得られる数値として実績を大きく上回る100人と設定した。(H24:30人)
	(2) 安心して相談できる体制づくり	婦人相談員の外部研修派遣回数	23回	36回	婦人相談員の資質向上と情報収集を行うことで、より安心な体制を整えるため、婦人相談員の外部研修派遣回数を指標とした。目標については、3人の婦人相談員がそれぞれ月1回程度外部研修に参加するとして、36回と設定した。
	(3) 被害者等の保護充実と被害者対策	四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催数(部会、研修会、ケース検討会議等含む)	100回	120回	DVや児童虐待の被害者を保護するにあたっては、多くの関係機関が連携する四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の会議開催数を指標とした。目標については、実績を上回る年間120回開催することと設定した。
	(4) 被害者等の生活安定と自立支援	自己尊重講座(被害者支援のための講座)の受講者数(累計)	54人 (H24~H25)	180人 (H27~H32)	DV被害者への自立支援の重要な一つとして精神的サポートを行うため、DV被害を受けている女性が自分を取り戻し、自分の存在価値を認めることができる機会とする講座(自己尊重講座)の受講者数を指標とした。目標については、実績を上回る毎年30人以上、6年間で180人以上が受講することと設定した。
4 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり	(1) 自立のための支援	就労支援のための講座受講者数	135人	150人	自立への壁となっているものに、経済的困難・就業があるため、就労支援のための講座受講者数を指標とした。目標としては、実績と同程度の参加者数を維持したいという考えのもと150人と設定した。(H24:111人)

基本目標	重点課題	項目	H25実績値	H32目標値	指標説明
4 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり	(2) 生涯を通じた心と体の健康づくり	子宮頸がん検診受診率	36.0%	45.0%	女性のがん検診の対象は、乳がん検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上とされていることから、幅広い年齢を対象とした子宮頸がん検診の受診率を指標とした。目標としては、受診率の伸びの実績(平均1.1ポイント)を上回る45%(毎年1.28ポイントの伸び)と設定した。(H24:35.7%)


### 【参考指標】

基本目標	項目	実績値等	備考
1	男女の地位が平等と感じている人の割合( )	16.0%	平成25年8月調査
	「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合	66.8%	平成25年8月調査
	男女共同参画センター利用者数	12,203人	平成25年度実績
2	四日市男女共同参画人材リスト登録者数	124人	平成26年4月1日現在
	女性の自治会長の割合	4.1%	平成26年4月1日現在
	家族経営協定の締結数	24件	平成26年4月1日現在
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	7.9%	平成25年度四日市市雇用実態調査より
	保育所待機児童数	51人	平成25年10月1日現在
3	男女共同参画センターにおける相談件数 上記の内、DVに係る相談件数	3,594件 2,278件	平成25年度実績
	一時保護を行った件数と人数	件数 10件 人数 30人	平成25年度実績
	DV防止法による保護命令の発令件数	3件	平成25年度実績
4	母子世帯数 上記の内、生活保護を受給している世帯数	3,728世帯 225世帯	平成26年4月1日現在
	男性向け相談の件数	22件	平成25年度実績
	臨床心理士相談の件数	47件	平成25年度実績

( )の意識調査にかかる数値については、おおむね5年に1回調査を行う。



## 參考資料





## 男女共同参画のあゆみ

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
1975年 (昭50)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
1977年 (昭52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館オープン	「婦人関係行政推進連絡会議」設置	
1979年 (昭54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		「三重県婦人対策の方向」 (県内行動計画)策定	
1980年 (昭55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 (昭56)		「国内行動計画後期重点目標」策定		
1984年 (昭59)				「婦人に関する施策の連絡及び調整の窓口」を教育委員会社会教育課に設置
1985年 (昭60)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けて)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出	「婦人問題講座」を社会教育課が実施
1986年 (昭61)				「四日市市婦人問題懇話会」が発足
1987年 (昭62)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	「みえの第2次行動計画-アイリスプラン」策定	
1988年 (昭63)				「四日市市婦人問題懇話会」が婦人問題の現況及び問題点を提言にまとめて市長に報告 「四日市市婦人問題研究会」が発足
1989年 (平元)		学習指導要領改訂(高等学校家庭科の男女必修等)		
1990年 (平2)	国連婦人の地位委員会拡大大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			「四日市市婦人問題研究会」から女性の地位向上を目指し、6つの基本的な課題について提言

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
1991年 (平3)		「育児休業法」公布		「四日市市婦人問題研究会」の提言を受けて、女性行政担当課設置を検討
1993年 (平5)				市民部に「女性課」を設置 「四日市市女性施策プランづくり懇話会」が発足 市役所女性職員による「女性施策検討会議」を開催
1994年 (平6)		男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	三重県女性センター開館	
1995年 (平7)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動要領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	「みえの男女共同参画推進プラン アイリスプラン21」策定(第3次)	「21世紀に向けての四日市市女性施策プラン」を策定
1996年 (平8)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定		「女性センター」を本町プラザに開設。それと同時に女性課を女性センター内に移転
1997年 (平9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布		「四日市市ファミリー・サポート・センター」を開設
1998年 (平10)			アイリス21推進連携会議 (アイリスネットワーク)設置	
1999年 (平11)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進)	男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」	「21世紀に向けての四日市市女性施策プラン」改定に着手
2000年 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	三重県男女共同参画推進懇話会から提言 三重県男女共同参画推進条例公布(平13.1.1施行) 日本女性会議2000津開催	
2001年 (平13)		内閣府に「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間	三重県男女共同参画審議会設置 「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称	

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
2002年 (平14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	三重県男女共同参画基本計画策定 三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画策定	「女性と男性のための共同参画プランよっかいち」を策定
2003年 (平15)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」	男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言を初めて実施 男女共同参画年次報告を初めて作成	「四日市市男女共同参画推進協議会」を設置 「四日市市男女共同参画都市宣言」
2004年 (平16)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「配偶者暴力防止法」改正 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定		
2005年 (平17)	国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画策定	「四日市市男女共同参画推進協議会」が「四日市市男女共同参画推進条例(仮称)の骨子に関する提言」を市長に提出(1月)
2006年 (平18)		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画策定	「四日市市男女共同参画推進条例」(公布 3/28 施行 4/1)  「女性課」、「女性センター」を「男女共同参画課」、「男女共同参画センター」に改称(4/1)  「四日市市男女共同参画審議会」を設置(7/1) 同審議会へ男女共同参画推進基本計画について諮問  条例制定記念「つどい」事業、内閣府奨励事業を開催(10/1)  男女共同参画センターの愛称を「はもりあ四日市」に決定(10/1) 男女共同参画に関する市民意識調査を実施(10月)

	国連の動き	日本の動き	三重県の動き	四日市市のあゆみ
2007年 (平19)		「配偶者暴力防止法」改正公布	三重県男女共同参画基本計画一部改訂 みえチャレンジプラザを開設 三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画策定	「四日市市男女共同参画審議会」から「男女共同参画推進基本計画」について答申(6/19)
2008年 (平20)		男女共同参画推進本部決定 「女性の参画加速プログラム」 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)元年」と位置づけ		
2009年 (平21)		第6回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 「育児・介護休業法」改正	三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画改定	
2010年 (平22)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定		「男女共同参画プランよっかいち」を策定
2011年 (平23)	UN Women 正式発足		第2次三重県男女共同参画基本計画策定 三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画改定	「男女共同参画プランよっかいち実施計画」を策定
2012 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	「四日市市男女共同参画審議会」から「四日市市 DV 防止基本計画(仮称)」について答申
2013 (平25)		「配偶者暴力防止法改正」 「日本再興戦略」の中核に 「女性の活躍推進」が位置づけられる		「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画」を策定 男女共同参画に関する市民意識調査を実施(8月)

# 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日）（法律第七十八号）

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣

議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(以下略)



## 四日市市男女共同参画推進条例（平成18年3月28日条例第6号）

### 前文

私たちが目指す社会は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は21世紀の最重要課題の一つである。

四日市市では、「四日市市男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んできたが、現状においては、性別にかかわる差別及び男女の固定的な役割分担意識その他これらに基づく制度及び慣行は根強く、男女共同参画の推進の妨げになっている。

このような認識から、私たちは、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野において市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、社会の様々な分野で、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって様々な分野における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

#### （基本理念）

第3条 本市における男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の社会の様々な分野で、方針の立案から評価に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、国際理解及び国際協力の下に男女共同参画の推進が行われること。

#### （市の責務）

第4条 市は、社会の様々な分野における活動に参画する機会について男女間の格差を積極的に是正するなど、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画推進施策について、市民及び事業者と協力し、及び連携を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。
- 4 市は、男女共同参画推進施策に関し、国、県等に対して様々な働きかけを積極的に行うとともに、その実施について国、県等と協力し、及び連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女の平等な参画の機会を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その雇用における男女の平等な機会及び待遇を確保するなど、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、職業生活における活動及び家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による差別的取扱いの禁止)

第7条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 職場その他の社会的関係において、他人を不快にさせ、かつ、個人の就業環境その他の生活環境を害する性的な言動
- (3) 前号に規定する言動を受けた個人の労働条件等に対して不利益を与える対応
- (4) 男女間における暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動

(広報等における表現への配慮)

第8条 何人も、広報、報道、広告その他の広く市民を対象とした媒体における表現について、第3条に規定する基本理念に配慮するよう努めなければならない。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ四日市市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、市民及び事業者の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。
- 3 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画を推進するための措置)

第10条 市は、政策等の立案から評価に至るまでの各過程において男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

- 2 市は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。)の委員を委嘱し、又は任命する場合には、委員の構成に配慮するなど男女の意見が広く取り入れられるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、市職員について、市の政策等の立案から評価に至るまでの各過程において男女の平等な参画の機会が確保されるよう努めるものとする。

4 市は、市民及び事業者に対し、方針の立案から評価に至るまでの各過程における男女共同参画を推進するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動及びその他の活動の両立支援)

第11条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動の両立を円滑にできるようにするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画)

第12条 市は、必要があると認めたときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じ必要な助言を行うことができる。

(教育及び学習に対する措置等)

第13条 市は、市民及び事業者の男女共同参画についての理解を促進するため、教育及び学習の場において必要な措置を講ずるとともに、必要な普及広報活動を行うよう努めるものとする。

(生涯にわたる健康に対する支援)

第14条 市は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活ができるように情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的理解及び協力)

第15条 市は、国際的な理解及び協力の下に男女共同参画を推進するため、海外の地域等との情報交換その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談の申出への対応)

第16条 市は、市民から性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見、苦情等の申出への対応)

第17条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見、苦情等を市に申し出ることができる。

2 市は、前項による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市は、前項の対応を行うに当たって必要があると認めたときは、四日市市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査及び研究)

第18条 市は、基本計画を策定し、及び男女共同参画推進施策を実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第19条 市は、毎年度1回、基本計画に基づく男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点施設として四日市市男女共同参画センターを設置する。

#### 第4章 四日市市男女共同参画審議会

(四日市市男女共同参画審議会の設置)

第21条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査、評価及び審議するため、四日市市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査、審議及び答申をするものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められた事項について調査及び審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

(委員)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第25条 審議会は、第17条第1項の規定による意見、苦情等その他専門の事項を調査、評価及び審議するため必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会には、前項に規定する委員のほか、必要に応じて専門の知識を有する者のうちから、市長の委嘱により、専門委員を置くことができる。

第5章 補則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(以下略)

## ➤ 用語解説

用語	解説
あ行	
エンパワメント	力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身に付けること。また、それによって個人が力を持った存在になること。
か行	
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。
キャリア教育	将来の社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するために、子どもたちが現在の学習と実社会のつながりを意識し、目的をもって学べるよう、体系的な教育を進めること。
さ行	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス / sex）があり、一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」がある。このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー / gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーの視点	「社会的文化的に形成された性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。 このように、「ジェンダーの視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあり、その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。
ジェンダー・ギャップ指数	各国における男女格差を測る指数で、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成されたもの。
ストーカー行為	同一の者に対し、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。
スーパービジョン	スーパービジョン（super vision）とは、スーパーバイザー（指導する者）とスーパーバイジー（指導を受ける者）との間における対人援助法で、相談員などの対人援助職者が常に専門家としての資質の向上を目指すための教育方法のこと。

用語	解説
性別による固定的な役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。
積極的改善措置	<p>「ポジティブ・アクション」のこと。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。</p>
た行	
男女がいきいきと働き続けられる企業表彰	四日市市内に本店又は主たる事業を置き、男女がいきいきと働き続けることができる環境づくりを推進している企業に対し表彰する制度。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
デートDV	交際相手からの暴力(DV)のこと。暴力には、殴る・蹴るなどの「身体的暴力」だけでなく、ばかにしたり無視し続けたりするなどの「精神的暴力」、借りたお金を返さないなどの「経済的暴力」、性的な行為を強要するなどの「性的暴力」、親族や友人との付き合いを制限するなどの「社会的暴力」などがある。
ドメスティック・バイオレンス(DV、配偶者からの暴力)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。
は行	
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設のこと。

用語	解説
ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合うシステム。保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられる。
保護命令制度	配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者についても準用されることにより、上記と同様の場合に保護命令が発せられる。
ま行	
マタニティ・ハラメント	働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。
メディアリテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
や行	
四日市市男女共同参画人材リスト	教育・保健福祉・文化芸術・環境・まちづくりなど様々な分野で明確な意見を持っている女性を本人の希望により登録し、各種審議会・委員会など政策決定にかかわる組織の人選に役立てる目的で市が作成しているリストのこと。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。







男女共同参画推進プランよっかいち 2015～2020

平成 27 年 3 月 四日市市

担当 四日市市 市民文化部 男女共同参画課

〒510-0093 四日市市本町 9 番 8 号

電話 059-354-8331 FAX 059-354-8339